

第3章 UDデータブック

ユニバーサルデザインのアイデアを広げる基礎資料

この章のポイント:

- ・ 利用者のタイプ別行動特性と企画設計上の配慮
- ・ 参考となる数値基準
- ・ 車いすの移動を考慮した必要幅等の参考数値
- ・ トイレのディテール
- ・ 案内用図記号
- ・ 国際障害者交流センター(ビッグアイ)でのプロセスと成果
- ・ 県内のユニバーサルデザインによる施設整備の概要
- ・ 商店街・店舗についての施設整備要望

3 - 1 利用者のタイプ別行動特性と企画設計上の配慮

だれもが利用しやすい建物づくりを行うためには、様々な人の行動特性を把握し、設計に反映させていく必要がありますが、ある程度共通する行動を取る人のまとまりごとに利用者タイプを分類し、基本的な設計の配慮事項をあらかじめ把握しておくことが効果的です。

利用者のタイプ

【高齢者】

加齢が進むと、筋力の低下により、つまづきや滑りやすくなるなど「身体機能の低下」、目が見えにくくなったり、高音域が聞こえにくくなったり、温度感覚の反応が鈍くなるなど「感覚機能の低下」、頻尿や失禁などをしやすくなる「生理機能の低下」、記憶力、判断力、理解力が低下し、新しい環境や機能などへの対応能力が低下するなど「心理機能の低下」、などの症状がみられます。また、「痴呆症状」が現れる場合もあります。高齢者の場合は、こうした様々な機能の低下から、あらゆる状況に対応できにくくなる傾向がみられます。

【肢体不自由者】

上肢が不自由で細かい作業や操作が苦手である「上肢不自由」、自分の体を支えたり、立ったり、座ったり、座位を保つことが困難である「体幹不自由」、歩いたり立ったり座ったりが困難な「下肢不自由」などが肢体不自由者の中に含まれます。建築計画上は、移動時の歩行形態で、車いす使用者と歩行困難者を分けて考える場合があります。

【視覚障害者】

全く視力のない「全盲」、視力が弱く、暗いと物が見えにくい「弱視」、色の見分けが難しい「色覚異常」、見える範囲が狭い「視野狭窄」の方などが該当します。

【聴覚障害者・音声又は言語機能障害者】

音声がかたかた聞こえない、又は聞き取りにくい「聴覚不自由」、音声機能や言語機能が喪失され、場合によっては言葉が話せなかったり、音声などにより意思を伝えにくい「言語不自由」などが該当します。

【内部機能障害者】

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の各機能障害により、日常生活活動が著しく制限を受け、人工臓器の対応を考慮する必要があります。また、疲れやすい傾向があります。

【知的障害者】

一般的には、判断能力や理解能力が弱い傾向にあります。

【精神障害者】

総合失調症(精神分裂病)、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する方とされています。

【妊婦、乳幼児と一緒にいる親】

妊婦の場合、機敏な動作が出来なくなったり、判断能力が衰えたりする場合があります。乳幼児は環境変化への対応能力が弱く、体調の変化や授乳等への配慮が必要となります。乳幼児と一緒に行動する場合、一般的に荷物が多くなる傾向があります。

【子ども】

一般的には、判断能力や理解能力が弱く、設備機器利用の際の高さ等にも留意する必要があります。

【その他に配慮が必要な人】

だれもが利用しやすい建物づくりを進めるためには、ケガをした人、大きな荷物を抱えた人、外国人等にも配慮する必要があります。

分類		考慮すべき事項	配 慮 事 項
高齢者 / 低下している機能に応じて各種不自由者に準じる	身体機能の低下	骨格・筋力の低下	・事故の起こりにくい計画(床材料、段差、階段、障害物)とする。
			・手すりを設ける。
			・負担の少ない設備機器や家具を採用する(いす、ベッド、便器)。
			・各種器具の寸法、取り付け位置に配慮する。
			・使いやすい家具や器具類の使用に配慮する。 (引戸建具、大型スイッチ、レバー式とつ手、大型水栓)
			・自動化された機器を使用する。
			・階段の踏面、蹴上寸法、踊り場の形状に配慮する。
	感覚機能の低下	視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚の低下	・休憩スペースを確保する。
			・明るく均整のとれた照明を採用する。
			・輝度の高い光源が直接目に入らない工夫をする。
			・足下灯を設ける。
			・明るく温かみのある色彩計画とする。
・色による識別を確保する。			
・暖房の温度を高めに設定する。			
生理機能の低下	生理機能の低下	・温湯を自動調節とする。	
		・警報音の音は大きくし、低周波の音とする。	
		・耳が聞こえにくくなり、大声で話したり、テレビなどの音を大きくして聞くため部屋の遮音性能を向上させる。	
		・便所等の位置を考慮する。	
		・便所、浴室等の出入口は、引戸とし、非常時の解錠に配慮する。	
		・各室の温度差をできる限り小さくする。	
		・日照、通風等の良好な室内環境を確保する。	
痴呆症	判断機能の低下	・日照、通風等の良好な室内環境を確保する。	
		・便所の位置や設備を工夫する。	
		・明解な動線、避難ルートの確保する。	
肢体不自由者	車いす使用	・設備操作を自動化する。	
		・段差、急斜面の移動困難	
		・歩道の縁石、建物出入口の段差を解消する。	
		・階段、歩道橋での移動ルートを確保する。	
		・車いすカスターのはまりこみ	
		・エレベーターのかごと床の隙間を小さくする。	
		・グレーチングの溝の隙間を小さくする。	
		・移動困難、通行不能箇所	
		・路面の凹凸や砂利道、ぬかるみ、未舗装の道をなくす。	
		・床と車輪との摩擦による移動・回転の困難	
		・毛足の長いじゅうたんは使用しない。	
		・畳は使用しない。	
・回転スペースの確保			
・廊下の曲がり角、出入口ドアの前後、ベッド周りの広さを確保する。			
・トイレブース内のスペースを確保する。			
・通行幅の確保			
・出入口開口幅、廊下の幅を確保する。			
・横方向への移動が困難			
・カウンター、商品陳列棚、図書室の書架、自動販売機の形状や仕様などを配慮する。			
・移動時に両手がふさがる			
・雨の日に傘なしで移動できる内外空間とする。			
・手の届く範囲が限られる(低い)			
・棚、物入れ、引き出し、公衆電話の高さを配慮する。			
・エレベーターの操作ボタン高さ FL + 1.0m程度以下を配慮する。			
・手の届く範囲が限られる(高い)			
・下方の引き出し、コンセントの高さ FL + 35 ~ 100cm程度を配慮する。			
・手の届く範囲が狭く(横方向や前後)			
・台所の棚、商品陳列棚、図書室の書架、水飲台に車いすのフットレストや肘受けがつかえない幅を確保する。			
・膝、肘受けの高さが通常の座位より高い			
・机、テーブル、流し、手洗い器の下にスペースを確保する。			
・車いすからの移動スペースが必要			
・ベッド、便器の周囲、浴室、駐車場でのスペースを確保する。			

第3章 UDデータブック

分類		考慮すべき事項	配慮事項
肢体不自由者	歩行困難	・段差や斜面の移動困難	・勾配の緩和や手すりを設ける。
		・つまづきによる転倒の危険	・路面の凹凸や段差の段鼻の形状を配慮する。
		・杖先の滑り	・床仕上げの考慮、砂利道、ぬかるみを排除する。
		・杖先のはまりこみ	・グレーチングの溝の隙間、エレベータの隙間を小さくする。
		・松葉杖の通行・回転スペース	・廊下、出入口幅、トイレ内のスペースを確保する。
		・しゃがめない	・洋式トイレを採用する。
	・手の届く範囲に限られる(高い)	・下方の引き出しやコンセントの位置を工夫する。	
上肢不自由	・細かい作業が苦手	・使いやすい家具、器具類を採用する。 ・機器を自動化する。	
	・握力等の力が弱い	・ドアのとっ手等のサイズ、操作しやすさ、開閉方法を配慮する。	
視覚障害者	全盲	・位置、状態等の確認が困難	・道路、通路の形態、段差、溝、障害物等の確認方法を工夫する。 ・案内方法を検討する。 ・緊急時の対応設備を設ける。
		・記述事項の確認が不可能	・点字や音声による案内等を行う。
		・小さな文字を読むことが出来ない	・大きな文字を採用する。 ・注意喚起のため色彩計画を工夫する。
	色覚異常	・色が見分けにくい ・赤、青緑、青、赤紫が灰色に見える	・判別しにくい色を使わない。
視野狭窄	・視野が狭い	・周辺の事情やサインを認識しやすいように配慮する。	
聴覚言語不自由	聴覚不自由	・音が聞こえない	・非常時の音声以外の情報伝達方法を検討する。 ・視覚によるわかりやすい情報伝達方法を採用する。
	言語不自由	・言葉が話せない	・ソフト対応を充実(人の配置など)する。
内部機能障害者		・疲れやすい	・休憩スペースを確保する。 ・階段、スロープの勾配、形状を配慮する。
		・体調の急変への対応	・緊急時の対応設備を設ける。
		・人工臓器での排泄への対応	・トイレの位置とトイレ設備を検討する。
知的障害者		・判断能力や理解力が弱い傾向にある	・わかりやすい平面計画、色彩計画とする。
精神障害者		・疲れやすい	・休憩スペースを確保する。
		・対人関係が苦手	・ソフト面での対応のしやすさを確保する。
妊婦や乳幼児と一緒にいる人	子どもを抱いた人	・一時的な子どもへの対応	・ベビーベッドの設置、託児スペースを設ける。
		・授乳への対応	・授乳室を設ける。 ・大きめの汚物入れ等を設ける。
	ベビーカー利用者	・ベビーカーの配置 ・移動性の確保	・ベビーカーを置く場所を設ける。 ・車いす使用者と同様の配慮を行う。
妊婦			・高齢者と同様の配慮を行う。
子ども		・理解力や判断力が一般的に低い	・わかりやすい動線、サイン計画とする。
		・機器のサイズや手の届く範囲が狭い	・子どもが利用しやすい設備機器の位置、設備機器を工夫する。
		・安全対策の充実	・落下防止等の安全性を確保する。
その他	ケガをした人		・肢体不自由者に準じる配慮をする。
	大きな荷物を持った人		・トイレ、洗面所、電話等の時の荷物を置く場所を確保する。
	外国人	・日本語がわからない	・わかりやすいサインとする。 ・外国語でのサイン、アナウンスを行う。
・日本式の設備がつかえない		・洋式トイレを採用する。	

3-2 参考となる数値基準
UDによる施設整備を行う上で参考となる法令に基づく数値基準は次のとおりです。

特定施設又は整備施設		ハートビル法(1)		交通バリアフリー法(2)関連(抜粋)			
		利用円滑化基準		利用円滑化基準(共通事項)		ガイドライン(抜粋)	
不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分 6	1廊下等	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 階段又は傾斜路の上端に点状ブロック等を敷設する。 4					
	2階段	踊り場を除き、手すりを設ける。		構造上やむを得ない場合を除き、手すり(端部には点字貼り付け)が両側に設けられていること。		両側に2段手すりを設置し、階段幅が4mを超える場合には中央にも設置する。 踊り場の壁側の手すりは、連続して設置する。 手すりの高さは、上段は85cm、下段は65cm程度とする。 手すりは、丸状で直径4cm程度とする。 手すりの材質は、冬期の冷たさに配慮した材質とする。 手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。 手すり端部は、壁面側又は下方に巻き込み、端部は水平部分を60cm程度以上とする。 視覚障害者誘導手すりには、行き先を点字で表示する。(2段手すりは上段) 点字にはその内容を文字で併記する。	
		表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		蹴上げは、16cm程度以下、踏面は、30cm程度以上とする。	
		踏面の端部とその周囲の部分の明度差などにより、段が容易に識別できるものとする。		踏面の端部とその周囲の部分の明度差などにより、段が容易に識別できるものであること。		端部は、全長にわたって十分な太さで周囲部分との色の明度差により段を容易に識別できるものとする。	
		段鼻の突き出しがない等、つまづきにくい構造とする。		段鼻の突き出しがない等、つまづきにくい構造であること。		蹴込み板は必ず設け、段鼻は突き出しをなくす。	
		段がある部分の上端に近接する踊り場部分には点状ブロック等を敷設する。 4		上端及び下端に近接する廊下等には、点状ブロックを敷設しなければならない。		点状ブロックは、階段の端部から30cm程度離れた位置に敷設する。	
		主たる階段は、空間を確保することが困難である場合を除き、回り階段としない。		構造上やむを得ない場合を除き、回り階段でないこと。 側面が壁面である場合を除き、傾斜路の両側に立ち上がり部が設けられていること。		らせん、回り階段は避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。 側壁がない場合は、5cm程度まで立ち上がりを設ける。 階段の幅は、120cm(150cm)以上とする。	

1ハートビル法：高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第44号）
 2交通（バリアフリー）法：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第63号）
 3やさまち条例：熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（熊本県条例第16号（平成7年3月16日公布））

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

				<p>階段の始点、終点は通路から120cm程度後退させ、平坦なふところ部分をとる。</p> <p>十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。</p> <p>階段下には、十分な高さのない空間は設けないが、柵などを設置する。</p>
3階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（交通バリアフリー法の欄は、傾斜路の基準を示す。）	<p>勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜のある部分には、手すりを設ける。</p> <p>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>前後の廊下等との明度差などにより、その存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>傾斜部分の上端に近接する踊場部分には点状ブロック等を敷設する。 4</p>	<p>構造上やむを得ない場合を除き、手すりが両側に設けられていること。</p> <p>表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。</p> <p>側面が壁面である場合を除き、傾斜路の両側に立ち上がり部が設けられていること。</p> <p>上端及び下端に近接する廊下等には、点状ブロックを敷設しなければならない。</p>		<p>点状ブロックは、傾斜路の端部から30cm程度離れた位置に敷設する。</p>
4便所 (多機能トイレ等に至る経路)	<p>車いす使用者用便房を1以上設ける。</p>	<p>車いす使用者等の円滑な利用に適した便所及び便房が1以上設けられていること。</p>		<p>身体障害者、オストメイト、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等の使用を配慮した多機能トイレを1以上設ける。（男女共用が望ましい。）</p> <p>男女共用の多機能トイレを2箇所以上設ける場合は、右利き、左利きの車いす使用者の利用を考慮することが望ましい。</p> <p>男子用トイレ、女子用トイレのそれぞれに1以上の簡易型多機能便房を設置することが望ましい。</p>
		<p>車いす使用者用便所等と移動円滑化経路との間の通路の1以上は移動円滑化経路の通路と同じ構造とする。</p>		
		<p>車いす使用者用便所の出入口幅は80cm以上で、傾斜路を設ける場合を除き、段がないこと。</p>		
		<p>車いす使用者用の便所の出入口には利用に適した便房があることを表示する標識が設けられていること。</p>		
		<p>車いす使用者用の便所出入口に戸を設ける場合は、幅を80cm以上とし、容易に通過できる構造とし、車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>		
		<p>車いす使用者用の便房の出入口には段がないこと。</p>		
(多機能トイレ等)	<p>車いす使用者用便房には、出入口、腰掛け便座、手すりその他の施設を適切に配置する。</p>	<p>車いす使用者用の便房には腰掛け便座及び手すりが設けられていること。</p>		<p>便器は、腰掛け式で前向きに座る場合でも妨げになる器具がないものとし、便座の高さは40～45cmで、便蓋は設けず、背もたれを設ける。</p>

特定施設又は整備施設		交通バリアフリー法(2)関連(抜粋)	
		ハートビル法(1) 利用円滑化基準	利用円滑化基準(共通事項) ガイドライン(抜粋)
不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分 6	(多機能トイレ等)		手すりは、腐食しにくく、握りやすいものとし、壁と5cm以上の間隔を保ち、壁側はL字型、もう一方は可動式とする。高さは、65～70cmで、左右の間隔は、70～75cmとする。
		車いす使用者用便房には、出入口と腰掛便座の間に車いす使用者を収容可能な空間を設ける。	電動式引き戸又は軽い手動式引き戸(自動的に戻らないタイプで、握り手は棒状ハンドル式のものとする。有効幅は80cm(90cm)とする。
			錠は、指の不自由な人も容易に操作できるものとし、非常時に外から解錠できるようにする。
			電動式ドアの開閉盤は、ドアから70cm以上離れた位置に設け、高さは100cm程度とし、使用中の表示装置を設ける。
			大きさは、200×200cm、スペースが取れる場合は、220×220cmとする。
		車いす使用者用便房には、便所の出入口等にその旨を表示した標識を掲示する。	出入口付近には、多機能トイレであることを表示する。
			車いす使用者用の便房の出入口には円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
			車いす使用者用便房には、高齢者、身体障害者等の利用に適した水洗器具が設けられていること。
			水洗スイッチは、便器に腰掛けたままの状態と車いすの双方から操作できるように設ける。
			水洗スイッチは、押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設した手かざしセンサー式又は押しボタン式、靴べら式とする。
			蛇口がセンサー式か押しボタン式の小型手洗い器を便座に腰掛けたまま使用できる位置に設ける。
			洗面器は、車いすの移動に支障のない位置に設け、洗面器下に床上60cmの高さを確保し、洗面器上面の高さを80cm以下とする。
			洗面器の蛇口は、センサー式又はレバー式とする。
		洗面器は温水が出る設備とする。	
		洗面器の鏡は、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。	
		オストメイトのパウチ等を洗浄できる水洗装置(汚物流し)を設ける。	

ガイドラインの欄の 標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

(トイレ全般)			オストメイトの汚物流しは、温水が出る設備を設ける。
			ペーパーホルダーは片手で紙が切れるもので、便器に腰掛けたままと車いすから使用できるようにする。
			危険のない位置に荷物を掛けることのできるフックを設ける。
			手荷物を置ける棚などのスペースを設ける。
			汚物入れは、大きいものを設置する。
			洗面器前面の鏡とは別に、全身が映る姿見を設ける。
			乳児用おむつ交換シートを設ける。
			車いすに乗ったままでも置める構造、位置に重度障害者用の折りたたみ式おむつ交換シートを設ける。
			便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態から操作できる通報装置(音と光で確認できるもの)を設け、点字表示を行い、また、ボタンは、水洗スイッチ等と区別ができ、指の動きが不自由な人でも容易に使用できる形状とする。
		便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字案内板等が設けられていること。	出入口に男女別表示をわかりやすく表示し、男女別及び構造を視覚障害者がわかりやすい位置に点字案内板等で表示する。
			点字案内板は床から中心までの高さを140～150cmとし、点状ブロックは、案内板から30cm離れた位置とする。
		床は、滑りにくい仕上げがなされていること。	ぬれた状態でも滑りにくい仕上げで、段差は設けない。
	男子用小便器のある便所には、その1以上に、床置き小便器その他類するものを1以上設ける。	入口に最も近い位置に設置する。	
	男子用小便器のある便所には、手すりが設けられた床置き小便器その他類するものを1以上設けられていること。		
		トイレ内に腰掛け式大便器を設置し、その便器周辺に垂直、水平に手すりを設ける。	
		和式便器の前方の壁に垂直、水平に手すりを設置する。	

特定施設又は整備施設		ハートビル法(1)	交通バリアフリー法(2)関連(抜粋)	
		利用円滑化基準	利用円滑化基準(共通事項)	ガイドライン(抜粋)
不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分				洗面器は、もたれかかった時に耐えるものか、手すりを設けたものを1以上設置する。
				洗面器は、3～4才児の利用に配慮し、上面の高さ55cm程度のものを設ける。
				トイレ内に1以上、男女別の場合には、それぞれに1以上、大便器の便房にベビーチェアを設置する。(複数の便房と洗面所付近にも設置する。)
				床面は、段差を設けず、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。
				便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態から操作できる通報装置(音と光で確認できるもの)を設け、点字表示を行い、また、ボタンは、水洗スイッチ等と区別ができ、指の動きが不自由な人でも容易に使用できる形状とする。
5敷地内通路 (交通バリアフリー法の欄は、通路の基準を示す。)		表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。	
		段がある場合は、手すりを設置する。		
		段の踏面端部とその周囲の部分の明度差などにより、段が容易に識別できるものとする。	段の踏面端部とその周囲の部分の明度差などにより、段が容易に識別できるものであること。	
		段鼻の突き出しがない等、つまづきにくい構造とする。	段鼻の突き出しがない等、つまづきにくい構造であること。	
		勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え1/20を超える傾斜のある部分には、手すりを設ける。		
6車いす使用者用駐車施設		傾斜路は、前後の通路との明度差などにより容易に識別できるものとする。		
		車いす使用者用駐車施設を1以上設ける。		
		幅は、350cm以上とする。		
		車いす使用者用駐車施設に、当該施設の表示をする。		
1利用円滑化経路の設置		利用円滑化経路の長さができる限り短くなる位置に設ける。		
		道等から利用居室までの経路、利用居室(又は道等) から車いす使用者便房までの経路、車いす使用者駐車場から利用居室までの経路は、それぞれ1以上を、利用円滑化経路にする。	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適するものを乗降場ごとに1以上設けられていること。	

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

利用円滑化経路 7	2経路の構造	傾斜路又は昇降機を併設する場合を除き、階段又は段は設けられない。	床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーター等を設けなければならない。 5	床は平で、濡れても滑りにくい仕上げとする。
	3出入口	幅は80cm以上とする。	幅は90cm(構造上やむを得ない場合は、80cm)以上であること。	幅は180cm以上が望ましい。
		戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、かつ、前後の高低差がない。	戸を設ける場合は、有効幅90cm(構造上やむを得ない場合は80cm)以上とし、自動的に開閉する構造等であること。	1以上は感知式等の自動式の引き戸とし、開閉速度を身体障害者、高齢者等が使いやすいよう設定する。
				透明な戸は、衝突防止のための横線や模様などで識別できるようにする。
				扉前後には120cm(自動式扉でない場合は、150cm)以上の水平区間を設ける。
				水切り用の溝ふたは、車いすの車輪や白杖が落ち込まない構造とする。
			屋外に通じる出入口には、大きめの庇を設置する。	
			段がないこと。(構造上やむを得ない場合で、傾斜路を併設する場合を除く。)	
	4廊下等	不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分の廊下等の構造と同じとする。		
		幅は120cm以上とする。		
50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。				
5階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (交通バリアフリー法の欄は、傾斜路の基準を示す。)	不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分の傾斜路の構造と同じとする。			
	幅は、120cm(階段を併設する場合は90cm)以上とする。	幅は、120cm(階段を併設する場合は90cm)以上であること。	幅は、180cm以上が望ましい。	
	勾配は1/12(高さが16cm以下のものでは1/8)を超えないこと。	勾配は1/12(高さが16cm以下のものでは1/8)以下であること。	勾配は屋外では(屋内でも)1/20以下とする。	
	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊り場を設ける。	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊り場が設けられていること。	屋外では60cm以内ごとに踊り場を設ける。	
		上端及び下端に近接する廊下等には、点状ブロックを敷設しなければならない。	点状ブロックは、傾斜路端部から30cm離れた位置に敷設する。	
			他の通路と出会う部分に、150cm(180cm)以上の水平区間を設ける。	
			スロープの両側は壁面又は立ち上がり ¹⁾ を設ける。	
		側壁がない場合は、立ち上がり ¹⁾ 35cm以上の幅木状の車いす当たり ²⁾ を設ける。		

特定施設又は整備施設		ハートビル法(1)	交通バリアフリー法(2)関連(抜粋)	
		利用円滑化基準	利用円滑化基準(共通事項)	ガイドライン(抜粋)
利用円滑化経路 7	6昇降機及び乗降ロビー (特殊な構造又は使用形態の昇降機を除く。)	かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。		手すりの構造は、階段に準じる。 庇は、出入口に同じ。
		かご及び昇降路の出入口幅は、80cm以上とする。	かご及び昇降路の出入口幅は、80cm以上であること。	出入口幅は、90cm以上が望ましい。
		かごの奥行きは135cm以上とする。	2方向EV等を除き、かごの内法幅は140cm以上あり、奥行きは135cm以上であること。	スルー型や直角2方向出入口型以外は11人(15人)乗り以上のものとする。
		乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上とする。	乗降ロビーの幅及び奥行きは150cm以上であること。	乗降ロビーの幅及び奥行きは180cm以上とする。
		かご内及び乗降ロビーには車いす使用者が使用しやすい位置に制御装置を設ける。	かご内及び乗降ロビーには車いす使用者が使用しやすい位置に制御装置が設けられていること。	
		かご内に、停止予定階及び現在位置の表示装置を設けること。	かご内に、停止予定階及び現在位置の表示装置が設けられていること。	
		乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる設備が設けられていること。	
		かごは1.83㎡以上とする。(不特定多数の者が利用する部分)		
		かごは、車いすの転回に支障のない構造とする。(不特定多数の者が利用する部分)		
		かご内に到達する階、出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置を設ける。(不特定多数の者又は主として視覚障害者利用部分) 4	かご内に到達する階、出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置が設けられていること。	スルー型の場合には、開閉する側の扉を音声で知らせる設備を設ける。
		かご内及び乗降ロビーの制御装置は、点字表示等を行う。(不特定多数の者又は主として視覚障害者利用部分) 4	かご内及び乗降ロビーの操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字表示等が行われていること。	操作ボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。
		指の動きが不自由な人も操作できる形状とし、音と光でボタンを押したことがわかるものとする。		
		かご内の操作盤は、数字等を浮き出させる。		
		ボタンの文字は、周囲との明度差などにより、弱視者の操作性にも配慮したものとする。		
		かご内の操作盤は、高さ100cm程度の位置で、左右壁面中央付近に置き、開扉時間を延長する機能を有したものとする。		

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

				かごの出入口部には、車いすのフットレスト部分と身体部の両方の高さに戸閉を制御する装置を設ける。機械式セーフティシューには、光電式、静電式又は超音波式のいずれかの装置を併設する。
				地震、火災、停電時管制運転を備えている場合は、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。
			方向EVを除き、かご内に車いす使用者が出入口を確認するための鏡が設けられていること。	
			かご及び昇降路の出入口戸にガラス等がはめ込まれ、かご外からかご内が視覚的に確認できること。	かご内部が確認できるカメラを設けたり、聴覚障害者に状況を知らせる表示装置等を設ける。
			かご内に手すりが設けられていること。	高さ80～85cm程度に握りやすい形状の手すりを設ける。
			かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有していること。	
				点状ブロックは、乗り場ボタンから30cm程度晴れた位置に敷設する。
7特殊な構造又は使用形態の昇降機	建築基準法施行令129条の3第2項第1号又は第2号に基づくものとする。 かごの面積は0.84㎡以上とする。 車いす使用者がかご内で転回する必要がある場合は、転回に支障のない構造とする。			
8エスカレーター		旅客が同時に双方向に移動することがない場合を除き、上り専用と下り専用のものがそれぞれ設けられていること。	1200型以上とする。	
		踏み段の表面及びびし板は滑りにくい仕上げがなされたものであること。		
		昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。		
		上り及び下り専用でないエスカレーターを除き、上端及び下端に進入の可否が示されていること。 幅は80cm以上であること。	通路の床面等において、進入の可否を表示する。	
		踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、車止めが設けられていること。		
		上端及び下端に近接する廊下等には、点状ブロックを敷設しなければならない。	点状ブロックは、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する程度の箇所とする。	

特定施設又は整備施設		ハートビル法(1)	交通バリアフリー法(2)関連(抜粋)	
		利用円滑化基準	利用円滑化基準(共通事項)	ガイドライン(抜粋)
利用円滑化経路 7	9敷地内通路 (交通バリアフリー法の欄は、通路の基準を示す。)	特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分の傾斜路の構造と同じとする。		踏み段端部の縁取りやくし板部との明度差等により表面識別を行いやすくする。
		通路の幅は、120cm以上とする。	有効幅は、140cm(一定の基準に適合する車いすの転回スペース等を設けた場合は120cm)以上であること。	くし板から70cm程度の移動手すりを設け、乗降口には、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設ける。
		50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。		1以上は30m/分以下で運転可能なものとする。
		戸は、自動的に開閉する構造等とし、かつ、前後の高低差はない。	戸は、有効幅90cm(構造上やむを得ない場合は80cm)以上とし、自動的に開閉する構造等であること。	
			構造上やむを得ず傾斜路を併設する場合は、段を設けないこと。	
		傾斜路の幅は、120cm(階段を併設する場合は90cm)以上とする。		同一フロアではレベル差は設けない。
		傾斜路の勾配は、1/12(高さが16cm以下のものでは1/8)を超えないこと。		空中突出物を設ける場合は、視覚障害者が衝突しないよう配慮する。
		勾配が1/20を超え、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊り場を設ける。		通路に2段手すりを設置する。
視覚障害者利用円滑化経路 8	1視覚障害者利用円滑化経路の設置 2誘導装置	道等から案内設備までの経路のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とする(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの) 4	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する部分には、視覚障害者の誘導員がいる場合を除き、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声等による誘導設備が設けられていること。	手すりの構造は、階段に準じる。
		風除室を除き、線状ブロック等及び点状ブロックを敷設し、又は音声等による誘導設備を設ける。	上記の通路等とEV乗降ロービーの操作盤、点字による案内設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間を構成する経路には、視覚障害者の誘導員がいる場合を除き、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。	コンコースや通路は、十分に明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。
				視覚障害者に対して、誘導ブロック、音響音声案内装置、点字案内板及び点字表示を動線に沿って適所に配置し、誘導案内の情報提供を行う。
			線状ブロックは、安全でシンプルな道すじを明示することを優先し、JIS規格に合わせ、明度差や輝度比が十分確保できない場合を除き、黄色を原則とする。	
			線状ブロックは、有人改札、点字表示のある券売機、階段手すりに手が届く位置、EVの点字表示乗り場ボタン、便所の点字案内板、出入口及び改札近くの案内板等の正面に敷設する。	

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

	3敷地内通路	車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設する。 4		
案内設備	1運行情報提供設備		電気設備等がない場合を除き、車両等の運行に関する情報を文字等により表示する設備及び音声により提供する設備を備えなければならない。	<p>主要な用語には、英語(地域によってはその他の言語も)を併記する。</p> <p>書体は、視認性の優れた角ゴシック体とする。</p> <p>文字の大きさは、視認距離に応じた大きさとする。</p> <p>弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出する。</p> <p>高齢者に多い白内障に配慮し、青と黒、黄色と白の色彩組み合わせは用いぬ。</p>
	2標識		昇降機、便所又は乗車券等販売所の付近には利用円滑化設備があることを表示する標識を設けなければならない。	サインの図色と地色の明度差を大きくするなど容易に識別できるようにする。
	3移動円滑化のための主要な設備の配置等の案内		容易に視認できる場合を除き、公共用通路に直接通ずる出入口付近には、移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等を備えなければならない。	サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましく、近くから視認するものはまぶしさを感じにくい器具とする。
		公共用通路に直接通ずる出入口付近には、旅客施設の構造及び移動円滑化のための主要な設備の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板等を設けなければならない。	点状ブロックは、案内板から30cm程度離れた位置に敷設する。	
1乗車券等販売所、待合所及び案内所		移動円滑化経路と間の通路のうち1以上は、移動円滑化経路を構成する通路と同じ構造とする。	床は平で、濡れても滑りにくい仕上げとする。	
		出入口のうち1以上は、幅を80cm以上であること。	幅は、90cm以上を確保する。	
		出入口の戸は、幅を80cm以上で、車いす使用者等が容易に開閉し通過できる構造とし、構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設する場合を除き、段はないこと。	1以上は感知式等の幅90cm以上の自動式の引き戸とし、開閉速度を身体障害者、高齢者等が使いやすいよう設定する。	
			透明な戸は、衝突防止のための横線や模様などで識別できるようにする。	
			扉前後には120cm(自動式扉でない場合は、150cm)以上の水平区間を設ける。	

特定施設又は整備施設		ハートビル法(1)	交通バリアフリー法(2)関連(抜粋)	
		利用円滑化基準	利用円滑化基準(共通事項)	ガイドライン(抜粋)
その他の旅客設備			カウンターのうち1以上は、常時勤務する者が容易に対応できる場合を除き、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。	出札、案内カウンターの蹴込みの一部は高さ60cm程度以上、奥行き40cm程度以上とし、高さは、75cm程度とする。
				出札、案内カウンターの1箇所に視覚障害者誘導ブロックを敷設する。
				出札、案内カウンターのついたてまでの奥行きは、30～40cmとする。
	2券売機		乗車券等の販売を行うものが常時対応する場合を除き、乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、その1以上は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮したものでなければならない。	金銭投入口は、高さが110cm程度とし、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。
				主要なボタンは、110cm程度の高さを中心に配置し、カウンター下部に高さ60cm程度以上の蹴込みを設ける。
				運賃等の主要なボタンは、点字テープを貼り付ける。
				点字ボタンの料金表示は、周辺との明度差を大きくし、弱視者の利用に配慮する。
	3休憩設備		旅客の円滑な流動に支障のある場合を除き、高齢者、身体障害者等の休憩設備を1以上設けなければならない。	券売機の横に点字運賃表を設置し、弱視者に配慮して、可能な限り大きな文字を示す。
				タッチパネル式は、点字表示付きのテンキーを設置し、テンキーを設置した券売機には音声案内を設置する。
				主な経路上に休憩のためのベンチ等を設ける。
			水飲み台は、高さ70～80cmとし、壁付きの場合は、奥行き35～40cm程度とする。	
			授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベットや給湯設備等を設ける。	
			急病人やけが人などが休むため、救護室を設ける。	
			電話機の1台以上は、電話台の高さが70cm程度、電話置台の台下の高さを60cm程度以上、蹴込みの奥行きは45cm以上とする。	

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

			電話のダイヤルやボタンの高さは、90～100cm程度とする。
			1台は、音声増幅装置付電話機とし、また、外国人の利用の多い施設では、英語表示可能な電話を設置する。
			公衆FAXの設置や携帯電話、PHSなどが利用できる環境とする。

特定施設又は整備施設		やさまち条例(3)		
		整備基準		
整備施設	1案内表示	敷地出入口から建物内の目的地に至るまでの案内表示を設置する。		
	2客室	非常時に避難しやすい位置に、高齢者及び障害者に配慮した1以上の客室を設ける。		
		車いすの移動及び転回に支障のない床面積とする。		
		床は、滑りにくい仕上げで、段差は設けない。		
	3劇場、集会場等の構造	便所は腰掛便器とし、便所、洗面所又は浴室には、手すりを設ける。		
		車いす使用者用客席を、出入口から容易に到達でき、かつ避難しやすい場所に1以上設ける。		
		車いす使用者用の客席は、幅が85cm以上、奥行きが110cm以上とする。		
		車いす使用車用の客席は、床は滑りにくく、平坦な仕上げとする。		
		車いす使用者用の客席は、その旨を表示する。		
		客席出入口から車いす使用者用客席に至る通路は、幅を120cm以上とし、高低差がある場合は、廊下等の傾斜路の構造等と同じとする。		

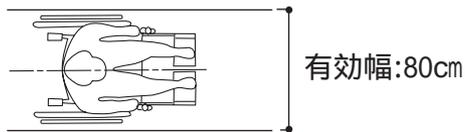
- 4 : 国土交通大臣の告示により、緩和規定がある事項。
- 5 : 一定の要件のもと、設備の変更ができる事項。
- 6 : 交通バリアフリー法では、適用部分の設定がない事項。
- 7 : 利用円滑化経路とは、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる経路をいう。
- 8 : 視覚障害者利用円滑化経路とは、道等から案内設備までの視覚障害者が円滑に利用できる経路をいう。

(その他)

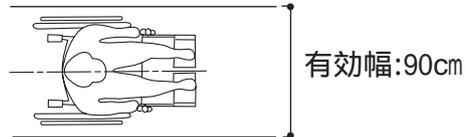
ガイドラインの欄には、利用円滑化基準と同じ内容は記載していない。
誘導・位置・案内サイン、可変式情報表示装置の詳細は、ガイドラインを参考とすること。

3 - 3 車いすの移動を考慮した必要幅等の参考数値

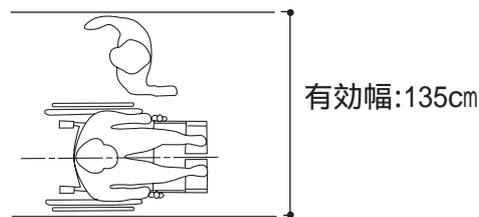
通過に必要な最低幅



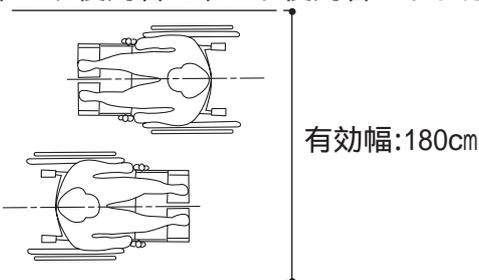
余裕のある通過及び通行に必要な最低幅



車いすと人のすれ違いの最低幅



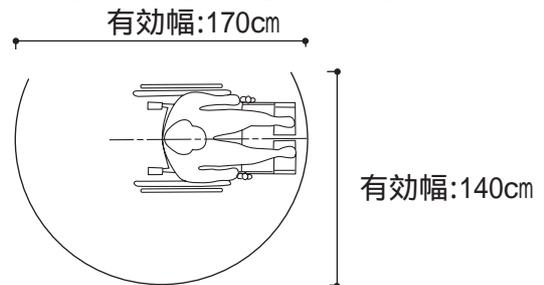
車いす使用者と車いす使用者のすれ違いの最低寸法



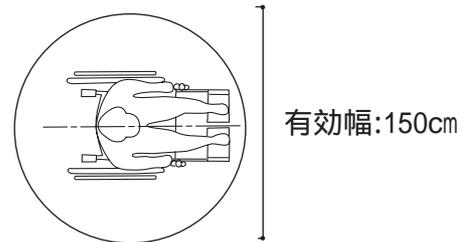
松葉杖使用者が円滑に通行できる幅



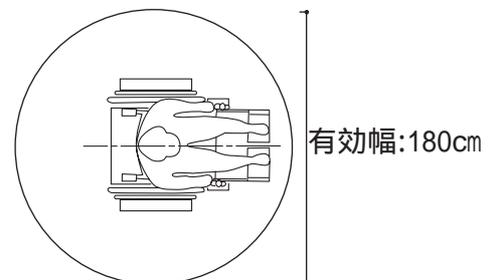
車いすが180度回転できる最低寸法



車いすが360度回転できる最低寸法



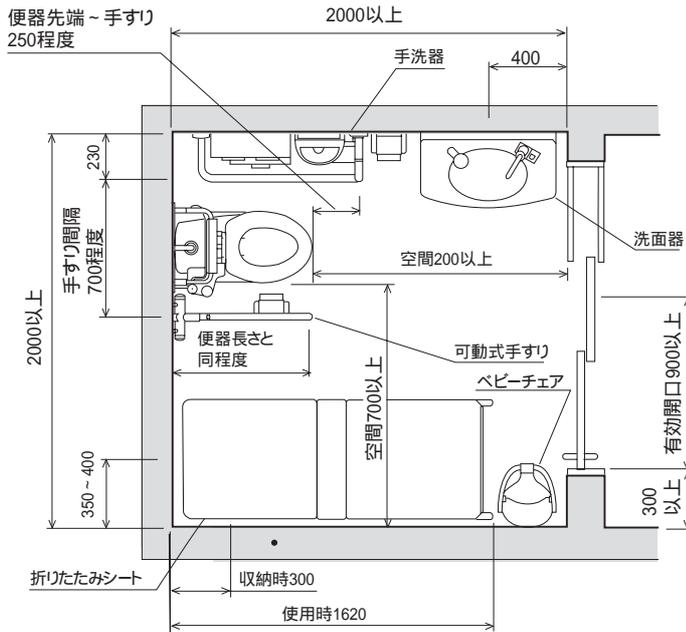
電動車いすが360度回転できる最低寸法



3 - 4 トイレのディテール

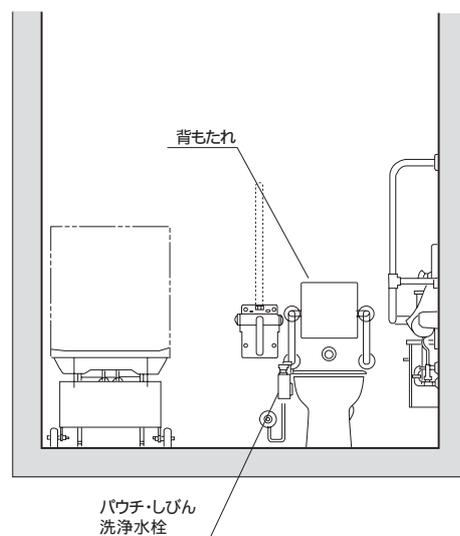
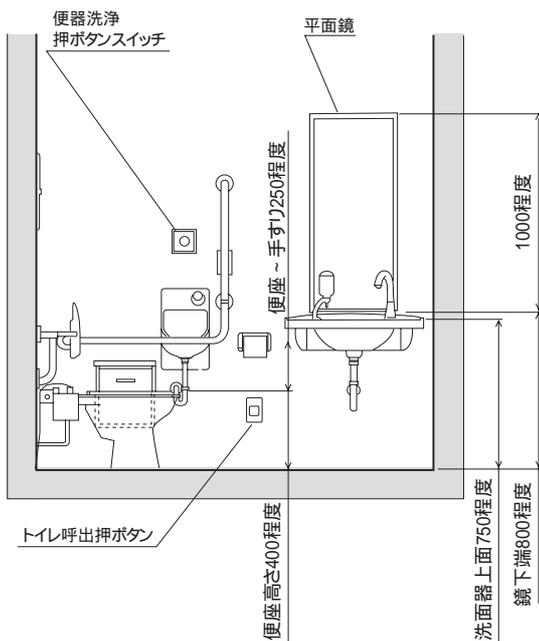
トイレは、UDによる設計が最も要求される場所であり、設備機器メーカーでは、早い時期からだれもが使いやすい商品の開発や空間の提案を行っています。小さな建物や改修工事等で十分な規模が確保できない場合でも次の例を参考に工夫をすることで、だれもが使いやすいトイレにすることができます。

2,000×2,000タイプ

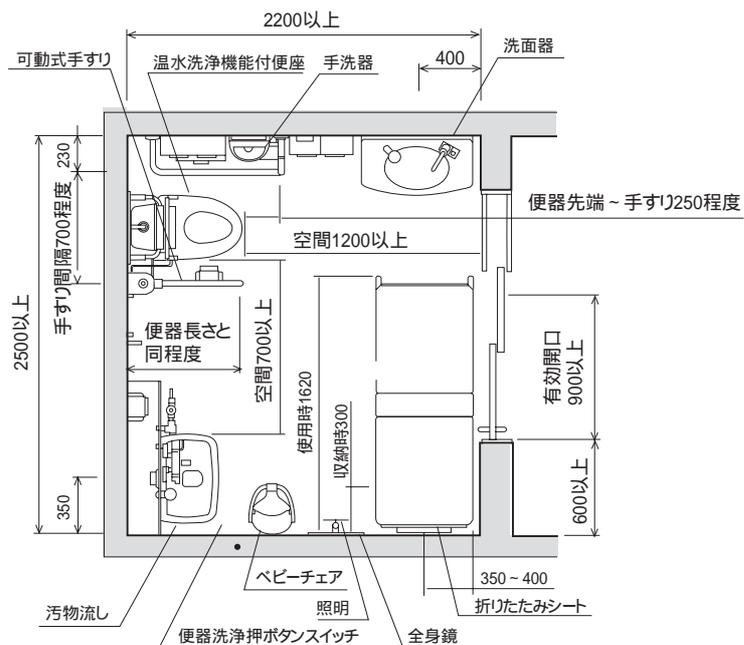


標準的な多機能トイレの例です。トイレに介助が必要な重度障害者の利用できるスペースと設備を設けています。またオストメイトや乳児と一緒にの人への配慮も盛り込まれています。

- 1 電動車いすが円滑に転回するためには、直径180cmのスペースが入る便房が望ましい。
- 2 オストメイト対応設備はできる限り次頁のような専用の汚物流しを設ける。
- 3 トイレ呼出押ボタン等の位置は、利用者の意見を聴き、誤操作がなく、かつ、わかりやすい位置に設ける。

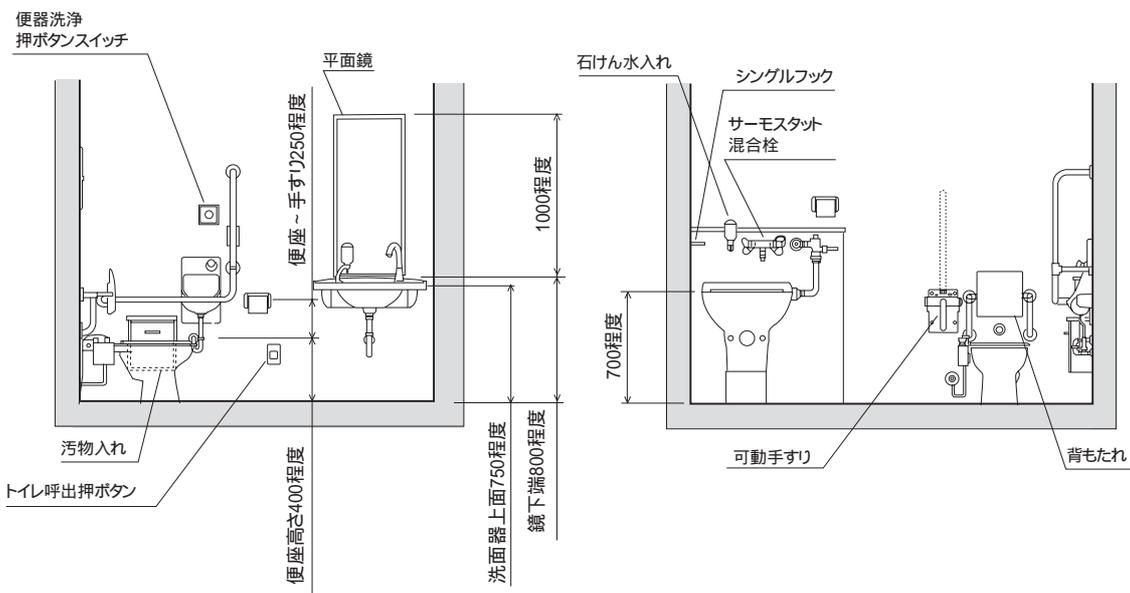


2,500×2,200タイプ

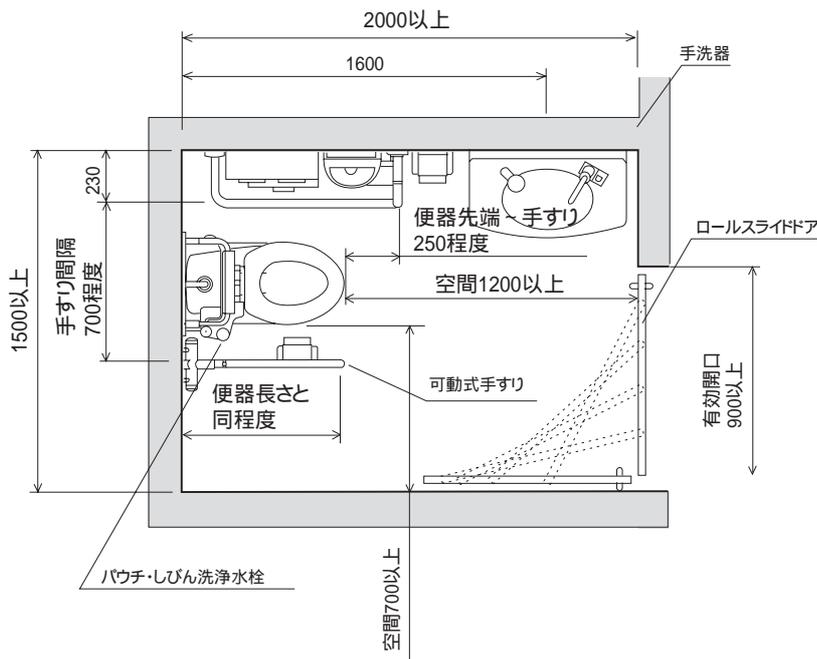


標準的な多機能トイレに、オストメイトの排泄物処理のための汚物流しなどの設備を付加したプランです。

1 トイレ呼出押ボタン等の位置は、利用者の意見を聴き、誤操作がなく、かつ、わかりやすい位置に設ける。



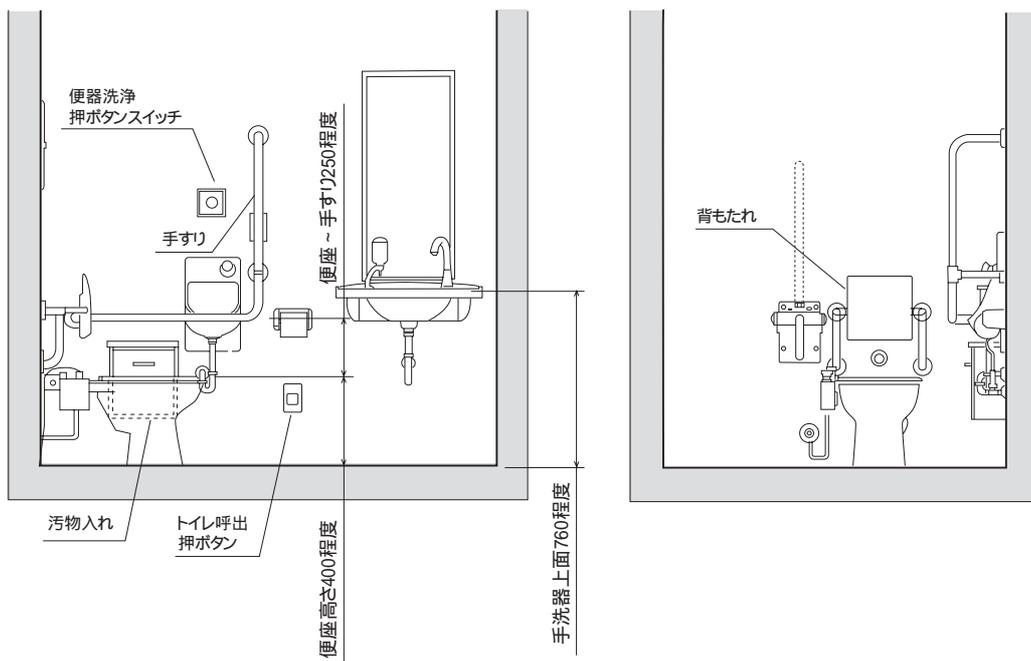
2,000×1,500タイプ



既存トイレの改修や小規模施設など、十分な空間が取れない場合の多機能トイレのプランです。

車いす使用者やベビーカーを押している人も利用は可能です。

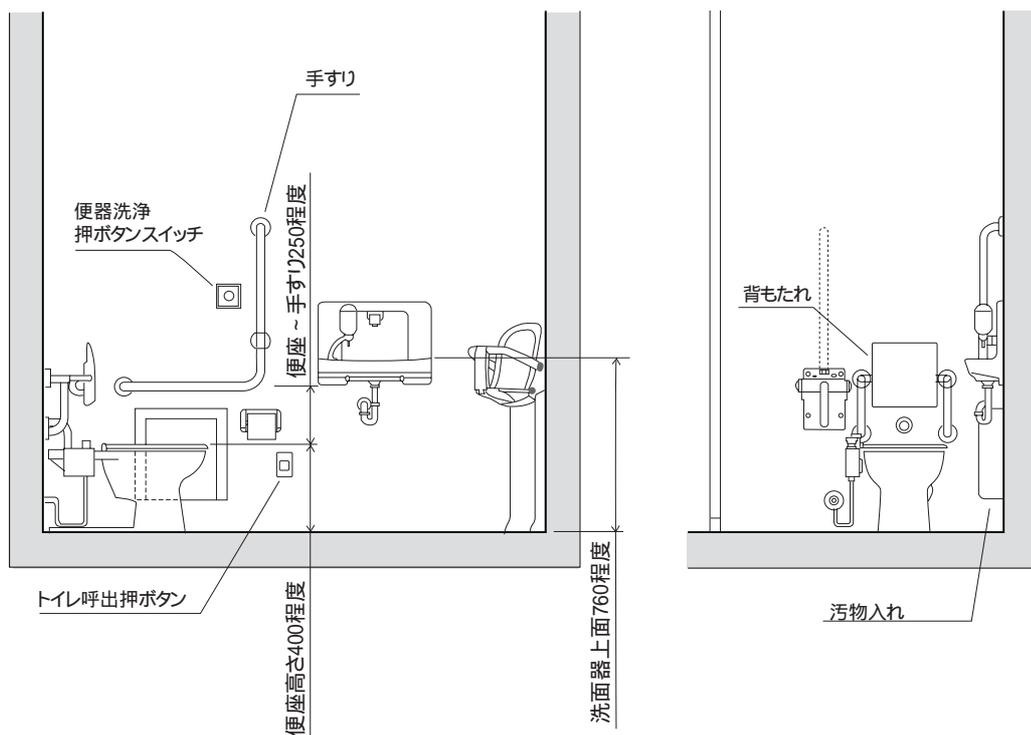
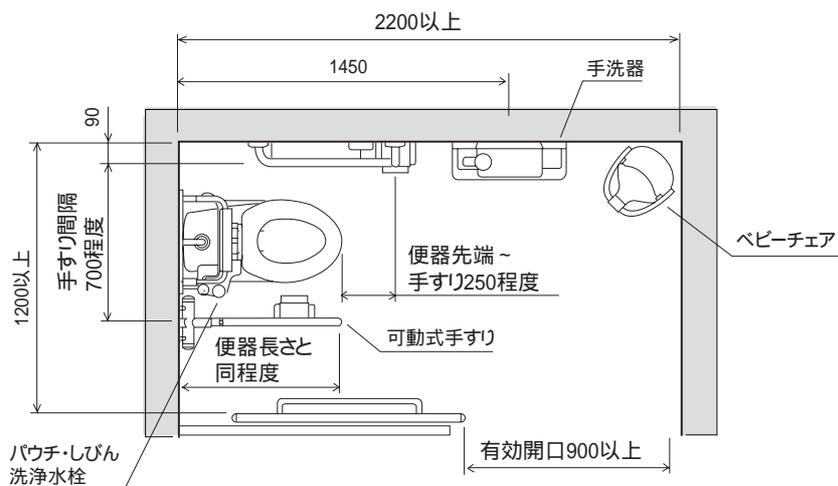
1 トイレ呼出押ボタン等の位置は、利用者の意見を聴き、誤操作がなく、かつ、わかりやすい位置に設ける。



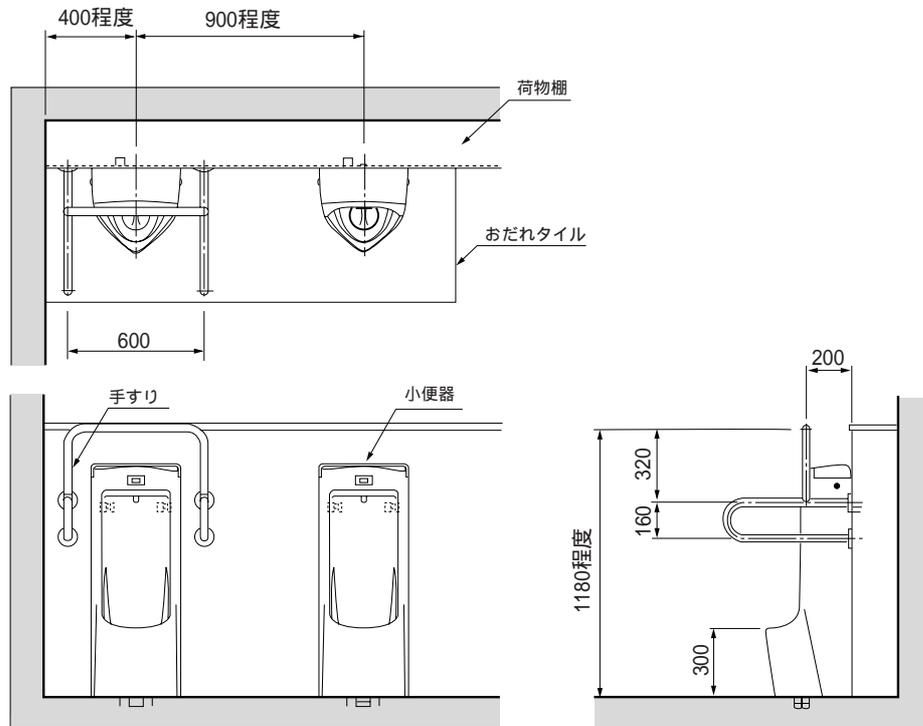
2,200×1,200タイプ

小規模な施設でスペースに制約がある場合の多機能トイレのプランです。
 一般のトイレブースをわずかに広くし、工夫することで、車いす使用者やベビーカーを押している人の利用も可能です。

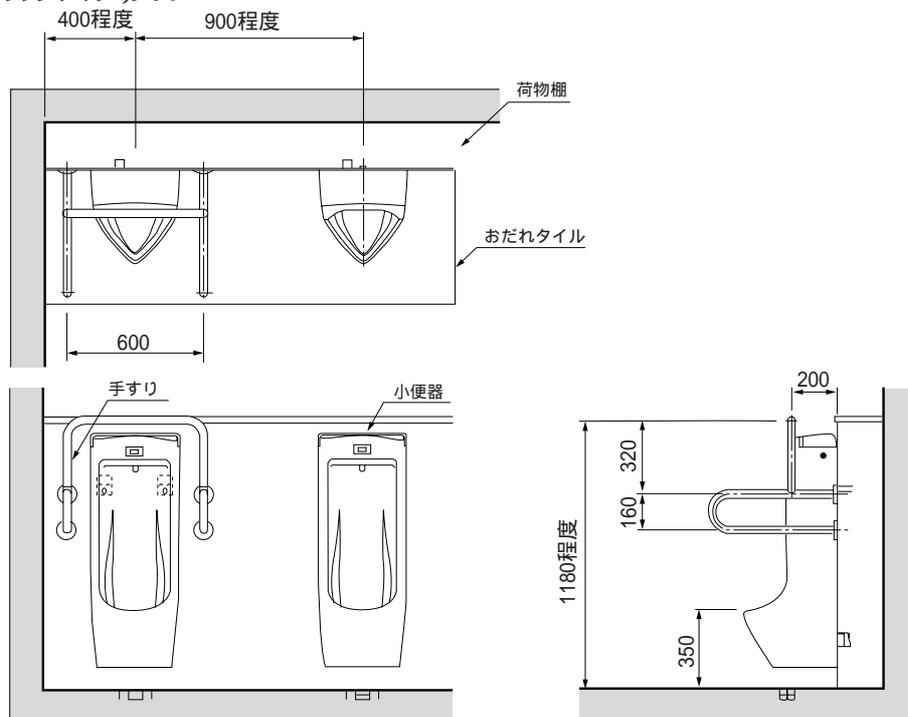
1 トイレ呼出押ボタン等の位置は、利用者の意見を聴き、誤操作がなく、かつ、わかりやすい位置に設ける。



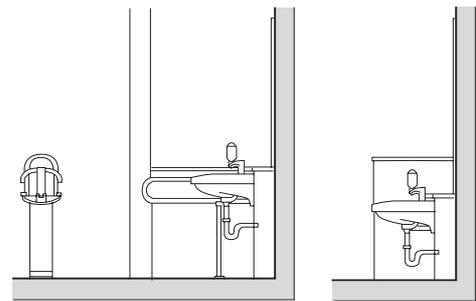
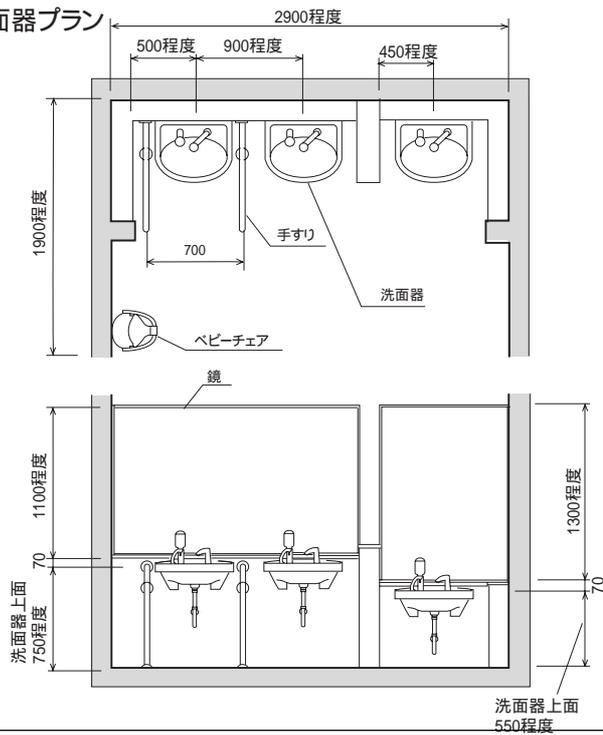
床置き式小便器プラン



壁掛式小便器(低リップタイプ)プラン

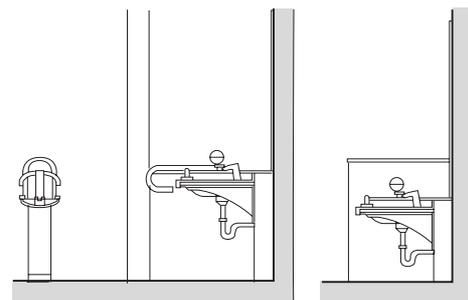
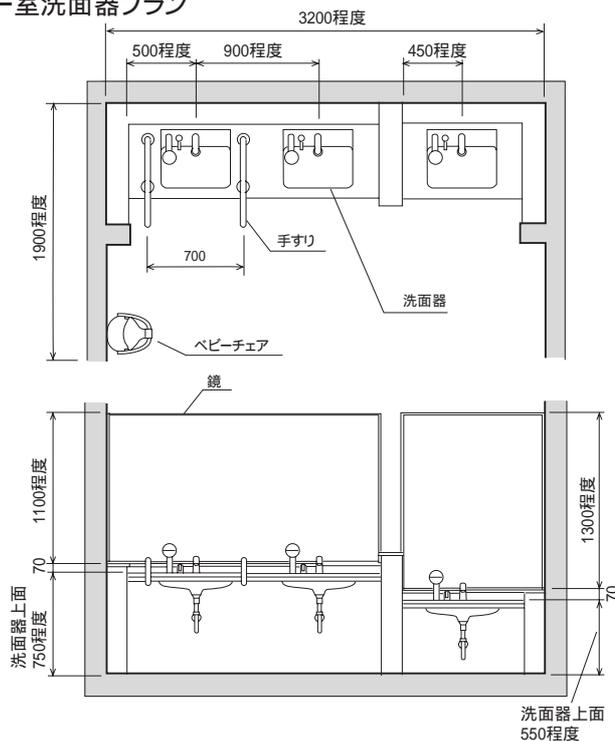


壁掛洗面器プラン



1 手すりの設置については、障害の状態により使いづらい場合があるため、手すりを設けずに、洗面台に体を支える強度をもたせる場合もあります。
2 自動水栓は、手動でも操作ができるものが望ましいといえます。

カウンター室洗面器プラン



3 - 5 案内用図記号

案内用図記号は、年齢や国籍を問わず、一目でその内容を直感的に理解できることから文字情報と併用して使用することが望ましいといえます。現在 J I S Z 8210 に規定されており、J I S 規格の原案ともいえる交通エコロジー・モビリティ財団で定めた「標準案内用図記号」はホームページからダウンロードができます。

なお、標準案内用図記号については平成12年10月に日本で開催された I S O の一般案内用図記号分科委員会において、国際標準化に向け提案されており、現在 I S O において検討が行われています。

案内用図記号

(詳しくは JIS Z 8210 を参照下さい。)

1 公共・一般施設図記号 Public Facilities 40 項目

				
案内所 Question & answer	情報コーナー Information	病院 Hospital	救護所 First aid	警察 Police
				
お手洗 Toilets	男性 Men	女性 Women	身障者用設備 Accessible facility	車椅子スロープ Accessible slope
			(備考) 火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。	
飲料水 Drinking water	喫煙所 Smoking area	喫煙所 Smoking area		
				
チェックイン / 受付 Check-in / Reception	忘れ物取扱所 Lost and found	ホテル / 宿泊施設 Hotel / Accommodation	きっぷうりば / 精算所 Tickets / Fare adjustment	手荷物一時預かり所 Baggage storage
				
コインロッカー Coin lockers	休憩所 / 待合室 Lounge / Waiting room	ミーティングポイント Meeting point	銀行・両替 Bank, money exchange	キャッシュサービス Cash service
				
郵便 Post	電話 Telephone	ファックス Fax	カート Cart	エレベーター Elevator
				
エスカレーター Escalator up	エスカレーター Escalator down	階段 Stairs	乳幼児用設備 Nursery	クローク Cloakroom
				
更衣室 Dressing room	更衣室(女子) Dressing room (women)	シャワー Shower	浴室み場 Bath	Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility for
the recycling products

2 交通施設図記号 Transport Facilities 17項目



航空機 / 空港
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



TAXI
タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



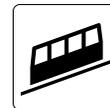
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関 / 荷物検査
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査
Immigration / Quarantine / Inspection

3 商業施設図記号 Commercial Facilities 5項目



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier

[注2]
(通貨記号
差し替え可)

4 観光・文化・スポーツ施設図記号 Tourism, Culture, Sport Facilities 9項目



展望地 / 景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



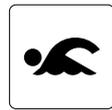
サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場 / プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring

5 安全図記号 Safety 4項目



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



広域避難場所
Safety evacuation area

6 禁止図記号 Prohibition 18項目



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking



(備考)
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs



ベビーカー使用禁止
Do not use prams

[注1]
(文字による補助表示が必要)



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

7 注意図記号 Warning 8項目

	 [注1] (文字による補助 表示が必要)		
一般注意 General caution	障害物注意 Caution, obstacles	上り段差注意 Caution, uneven access / up	下り段差注意 Caution, uneven access / down
	 [注1] (文字による補助 表示が必要)		
滑面注意 Caution, slippery surface	転落注意 Caution, drop	天井に注意 Caution, overhead	感電注意 Caution, electricity

8 指示図記号 Mandatory 9項目

			
一般指示 General mandatory	静かに Quiet please		
 [注1] (文字による補助 表示が必要)	 [注1] (文字による補助 表示が必要)		
左側にお立ちください Please stand on the left	応用例 (右側にお立ちください) variant (Please stand on the right)		
 [注1] (文字による補助 表示が必要)	 [注1] (文字による補助 表示が必要)	 [注1] (文字による補助 表示が必要)	 [注1] (文字による補助 表示が必要)
一列並び Line up single file	二列並び Line up in twos	三列並び Line up in threes	四列並び Line up in fours
			
矢印 Directional arrow			

JIS規格以外の案内用図記号

“標準案内用図記号ガイドライン”に収録されている図記号で、表示事項と機能を変えない範囲で図材を変更できるもの。

3 商業施設図記号 Commercial Facilities 5項目				
				
店舗 / 売店 Shop	新聞・雑誌 Newspapers, magazines	薬局 Pharmacy	理容 / 美容 Barber / Beauty salon	手荷物託配 Baggage delivery service
4 観光・文化・スポーツ施設図記号 Tourism, Culture, Sport Facilities 5項目				
				
公園 Park	博物館 / 美術館 Museum	歴史的建造物 Historical monument	応用例 1 variant 1	応用例 2 variant 2
6 禁止図記号 Prohibition 2項目				
				
飲食禁止 Do not eat or drink here	ペット持ち込み禁止 No uncaged animals			

“標準案内用図記号ガイドライン”に収録されている図記号で、消防法令で定められたもの

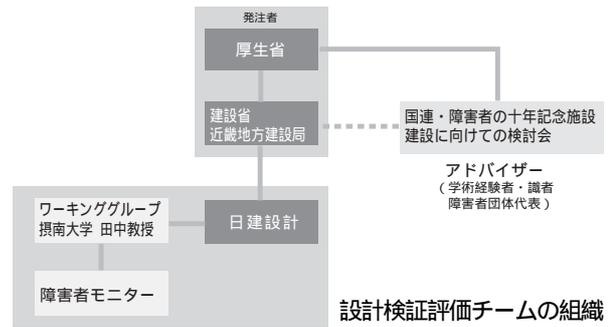
5 安全図記号 Safety 1項目	
	
非常口 Emergency exit	

“標準案内用図記号ガイドライン”に収録されている図記号で、ISO7001(一般案内用図記号)に関わるもの

4 観光・文化・スポーツ施設図記号 Tourism, Culture, Sport Facilities 5項目				
				
自然保護 Nature reserve	スポーツ活動 Sporting activities	スカッシュコート Squash court	Tバーリフト T bar lift	腰掛け式リフト Chairlift
3 指示図記号 Mandatory 5項目				
				
安全バーを閉める Close safety bar	安全バーを開ける Open safety bar	徒歩客は降りる Get off	スキーの先を上げる Raise ski tips	スキーヤーは降りる Skiers have to get off

3 - 6 国際障害者交流センター(ビッグアイ)でのプロセスと成果

国際障害者交流センターは、公募型プロポーザル¹により設計者が選定され、障害者を対象とした研修・文化・宿泊施設の整備にあたり、モックアップ²による実証実験を実施しています。障害者に実際に使ってもらうことで、設計内容を検証し、実際の施工段階でも幅広く意見が取り入れられるように配慮されています。具体的なプロセスと成果の概要は次のとおりです。



Aタイプ宿泊室の原案(S=1 / 140)

Aタイプ宿泊室原案に対するヒアリング結果

- 浴室
 - ・ワードローブをデスク横に移し、浴槽横の移乗部分を広く取る。有効60cmは必要。
 - ・動作を考えて、移乗部分、シャワー、カランの位置関係を検討する。
- 洗面台・便所まわり
 - ・洗面カウンターをとりやめる。
 - ・洗面台を小さくして、便器の手すりは可動(垂直)とする。
 - ・洗面カウンター前面、下面のカバーはじゃまにならないか。
 - ・洗浄便座のコントロールパネルをじゃまにならないように。
- ワードローブ
 - ・コートが掛けられる高さがあるか。車いす使用者にはアタッチメントがあれば良い。

Aタイプ宿泊室の机上検討案(1)(S=1 / 140)

Aタイプ宿泊室の机上検討案(1)の検討結果

介助を必要としない車いす使用者や視覚・聴覚障害者などを対象に計画、健常者にも受け入れられるデザイン、機能の中に障害への配慮をさりげなく盛り込むことを意図。

水まわり

- ・浴槽+トイレ+洗面のユニットバス、浴槽外での洗いも可能。
- 浴槽
 - ・ワードローブ位置を変更し、浴槽横に移乗台を確保。
 - 浴槽は大きすぎず小さすぎない大きさに統一(2751・1.05x0.61m)。

シャワー

- ・浴槽移乗台横にシャワーがあれば車いす使用者でも移乗台にてシャワーを使いやすい。
- 一方、ほかの障害者にとっては背面にシャワーがあることになり使いにくい。

洗面

- ・車いすが下にはいる薄型の洗面器に配置。下面カバーはとりやめる。(エプロンH65mm)。
- トイレ
 - ・手すりは乗り移り用の縦型手すり、姿勢保持・移動用の手すり兼用腰壁、はね上げ手すり背もたれ付きとしている。洗浄便座のスイッチは便器横の壁に設置。
 - 縦手すりは便器先端より200mm程度に設置。
- リフト
 - ・介助を必要としない車いす使用者を対象とし、設置しない
- 手すり
 - ・手すりに「体を支える」「つかむ」という機能があり、腰壁では「つかむ」ことが難しい。
 - L型手すりを多くつけると目障りになるので、周囲に横手すりをまわす方法もある。
- ベッドの配置
 - ・頭の位置に、空調の吹き出しの風がまともにあたる。
 - ・ナイトパネルが各ベッドに1台ずつ必要。
 - ・ベッドの上部にナイトパネルが来るため、車いすでは近寄れない。
 - ・入り口から入ったときに真正面にベッドが見えるため、前室との間に扉が必要となっている。
 - ・ベッドのボトム側のスペースが狭いため、理念の取り替えが不便である。
- その他
 - ・ソファベッド(エキストラベッド)が、横型のものしか置けない。
 - ・ワードローブが引き違い扉でW1,200mmでは車いすで近寄るには狭い。

Aタイプ宿泊室の机上検討案(2)(S=1 / 140)

Aタイプ宿泊室の机上検討案(2)の検討結果

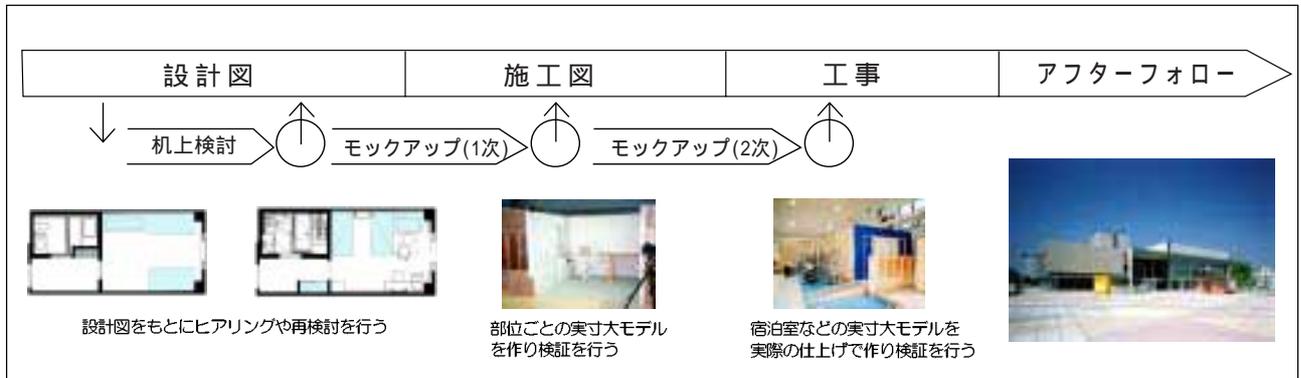
ベッドの配置

- ・吹き出しの風は当たらないようにする。
- ・ナイトパネルは共通で1台とし、車いすでも寄りつけるようにする。
- ・入り口から入ったときにベッドは見えないため、前室とのあいだの扉はやめる。
- ・ベッドのボトム側のスペースは広くする。

その他

- ・ソファベッドは縦型のものとする(マットレスにしたときにテラスへの避難通路が狭いため、モックアップではマットレス幅を780mmと小さくして避難通路を確保した)。
- ・入り口まわりは広くなっている。テレビ台、デスクを一体化したものとする。キャスター付きチェストを置くこともできる。
- ・ワードローブを、引き違いでW1,300mmに広げる。

1 公募型プロポーザルとは特定の人ではなく、多くの人が参加できる提案方式で、作品による提案ではなく、設計主旨や取り組み考え方などで人を選ぶ選定方式。
 2 モックアップとは実物大の模型。図面では、なかなか設計内容がわかりにくいのが、実物大の室内模型等を作り、使い勝手等を検証することで、より具体的な意見の把握が可能となる。



設計検証評価のフロー

モックアップ(一次)

モックアップ(二次)

完成建物

ユニットバス



(ニーズ1)横手摺が邪魔で移乗台が狭い
(ニーズ2)シャワーは移乗台から見えるように



(デザイン1)縦手摺のみとする
(デザイン2)シャワー追加する



(ニーズ3)シャワーが車いすから届きにくい

(デザイン3)若干低めに取り付ける

トイレ



(ニーズ1)扉は常時開放の方が良い
(ニーズ2)スイッチは目立つように



(デザイン1)常時開放とする
(デザイン2)スイッチを押し易く



(ニーズ3)手摺が長くて危険
(ニーズ4)扉の軌跡がわかるように

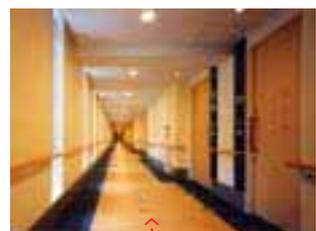
(デザイン3)手摺を短くする
(デザイン4)扉の軌跡を表現

廊下

モックアップ(1次)はより細かな配慮が求められる生活空間の部分にテーマを絞って行ったため、移乗空間については行っていない。



(ニーズ1)床材(ビニルタイルとカーペット)の違いにより視覚障害者を誘導する意図はわかるがポーターの幅が広すぎる。又両側にほしい
(ニーズ2)下段の手摺を使う人はいない

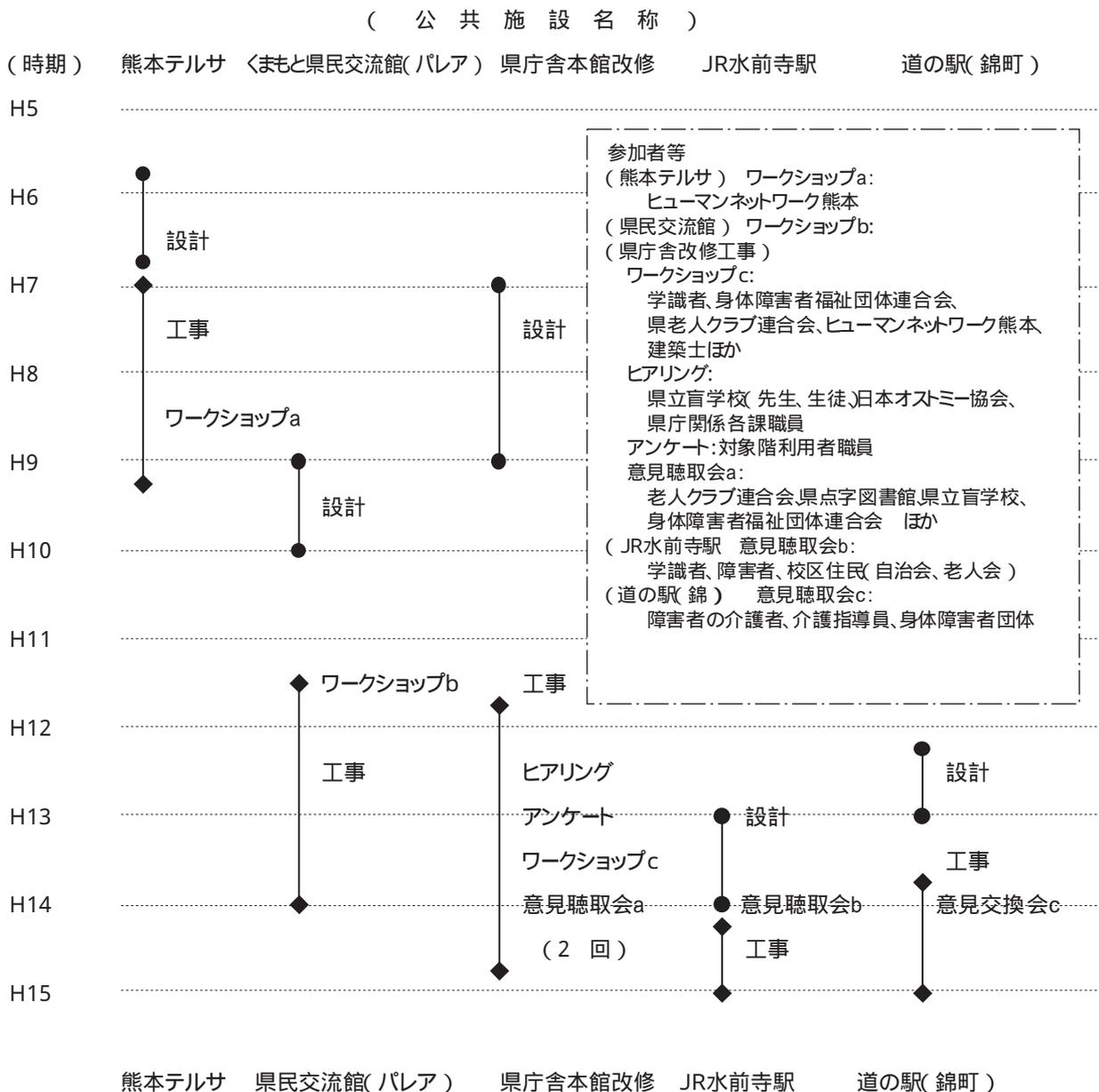


(デザイン1)ポーターの幅を狭くして片足ずつが別の材料を踏むようにする
(デザイン2)手摺は高さ80cm程度の一段とする

3 - 7 県内のユニバーサルデザインによる施設整備の概要

県内の公共施設の整備にあたり、利用者の声を聞きながら設計された事例から、一部をご紹介しますと次のとおりです。

なお、UDによる建物づくりは、設計時に一度ワークショップや意見交換会などを行うことだけでなく、時には、段階的に意見を聞きながら整備を行うことも必要です。県庁舎の改修などは、このような手法が取られています。



県庁改修工事のプロセスと成果

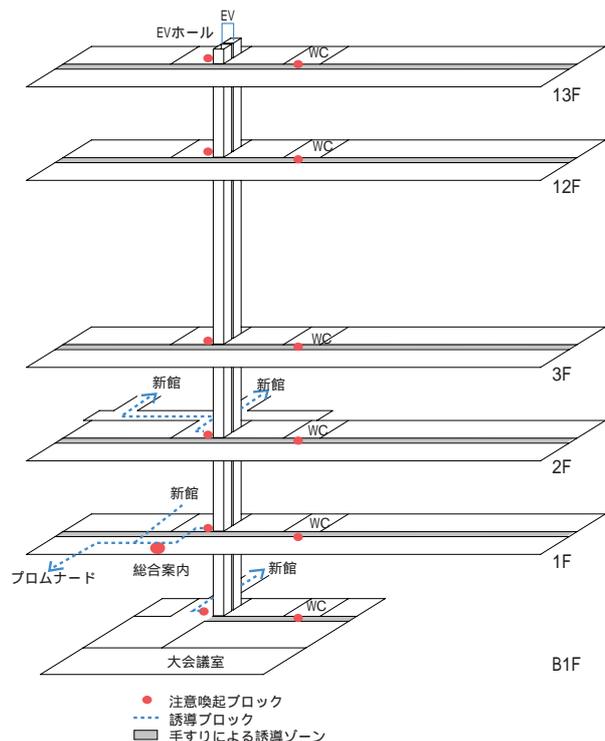
(改修工事の流れとワークショップ等の実施)



視覚障害者誘導装置 (ワークショップ等による意見と成果)

どこに誘導しているかわからない誘導ブロックは不要。警告ブロックは必要。(弱視者)
狭い通路に誘導ブロックがあると車いすでは通行しにくい。手すりであれば。(車いす使用者)
EVボタン正面、廊下からEVホールへ曲がる部分等に点状ブロックが1枚あるとわかりやすい。(全盲者)
県庁新館の音声誘導は、上から声が聞こえるため方向がわかりづらい。(全盲者)
誘導ブロックは黄色がわかりやすい。(弱視者)

人的な対応ができるため、1階の玄関~受付~身障者EV間のみ誘導ブロックを敷設し、その他の階は手すり誘導
各階の身障者EV、階段前に点状ブロックの設置
音声誘導装置はシステムが不統一であるので現状では設置しない。
手すりへの点字サインの貼り付け
誘導ブロックは黄色を基本とするが、明度差の確保を維持する範囲で既存設備との連続性も考慮



段差解消スロープ（実験検証と成果）

- 1 執務室のフリーアクセスフロア化で生じた廊下とE Vホールの段差解消のスロープ整備は施工済スロープにより利用者の意見を聴いた。
 - 10～12階 勾配は1/12
スロープ部分を蛍光色テープで明示
 - 8～9階 勾配は1/20
スロープ部分は仕上げを変え、歩く感触を変えた。
- 2 地下大会議室は、車いすでの利用を考慮し、ステージやステージ前のフロア部分へのスロープを設置した。（従前は入口前のみ車いす使用者が利用可能であった。）



廊下とE Vホール間の勾配は、すべて1/20とし、スロープの仕上げ（滑り防止と感触の違い）を変えることで安全にも配慮
 地下大会議室のスロープは、限られたスペースの中で移動のしやすさ等も考慮し、主要なスロープの勾配を1/14とし、中間に長さ2.5m、幅1.8mの踊り場を設けることで離合に配慮



大会議室に設けられたスロープ

トイレ等（施設整備後の意見聴取と今後の課題）

（各階多目的トイレ）

緊急呼出ボタンの高さを変えて設置してあるが、同じ壁面ではなく、各壁面に設置した方がよい。
 緊急呼出ボタンは、倒れたときに押せるよう、ヒモを長くするか、床面に近い位置に設置した方がよいが、車いすのフットレストの高さでは誤操作をすることが考えられる。
 鍵は掛けやすく、開けやすいものを採用し、使用中の表示が小さいので、扉に小窓を設けて中の照明状況を確認できるようにしてはどうか。

1階のフィッティングボードは各階に設置して欲しい。

（各階一般トイレ）

トイレの床の色を男女で少し変えた方がよいのでは。
 車いすの人は洗面台の下に足が入らないので使えない。（視覚障害者は、台の下が空いていない方がぶつからず安全という意見もある。）

（1階多機能トイレ、重度障害者用トイレ）

ブース内に子ども用洋式便座があった方がよい。
 ベビーシートは、子どもを横向きに寝かせるようになっているが、おむつ交換はしにくい。（隣に授乳室があるので良いかも知れないが）

オストメイト対応で多くの器具が設置されているが、利用者が混乱しないか。

点字表示が欲しい。（弱視者）

自動ドアボタンの操作に力を要する。（車いす使用者）

トイレ内の点灯時間は、15分は短いため、30分くらいにした方がよい。（車いす使用者）

トイレトペーパー、洗浄スイッチ、非常ボタン等の位置がまちまちというのが視覚障害者には困る。（弱視者）

廊下からトイレまで片側に手摺をつけたらどうか。（高齢者）

重度障害者用のトイレも使い勝手が良いよう手摺は固定式ではなく、可動式にして欲しい。（車いす使用者）

重度障害者用トイレ内のベッドの高さが高く、介護者が抱え上げられないのではないか。

便器の前に鏡はあって欲しくない。

(トイレと授乳室のUDのアイデア)

トイレ機能のシステム化等

県庁改修工事では、一つのトイレにすべての人が利用しやすい機能を持たせることは、空間的にも困難であるため、次のようにトイレ整備を行っています。

基準階トイレ(主として職員(障害者を含む。)の利用を想定)

- ・ 男女トイレ別に車いす利用者対応トイレ(簡易多機能トイレ)の設置
- ・ 簡易多機能トイレは、偶数階と奇数階で異なる便器の向きを採用
- ・ 簡易多機能トイレは誰にも利用しやすい位置に設置
- ・ すべてのトイレブースに手摺を設置し、洋便器は温水洗浄機能付きを採用(和便器は男女トイレに1つ設ける)
- ・ 出入口に近い小便器に手すりを設置
- ・ 男子トイレの手洗いは2種類の高さのものを用意



簡易多機能トイレ

1階・地下1階の多機能トイレ

(多機能トイレは介護を要する障害者利用も想定)

- ・ 異性間介護を考慮した位置に設置
- ・ 多機能トイレは電動車いす利用者にもゆったり使える広さの確保
- ・ オストメイト対応設備の設置
- ・ ブース内に2つの手洗い器を設置し、1つは便座に座ったまま使える位置に設置
- ・ ベビーシート、フィッティングボードの設置
- ・ 1階と地階で異なる便器の向き



手洗器とオストメイト対応設備(温水シャワー付)

1階の重度障害者対応トイレ

(介護を要する重度障害者の利用を想定)

- ・ 重度障害者ではない車いす利用者等の利用も可能な設備の採用
- ・ 介護がしやすい固定式ベッドの設置



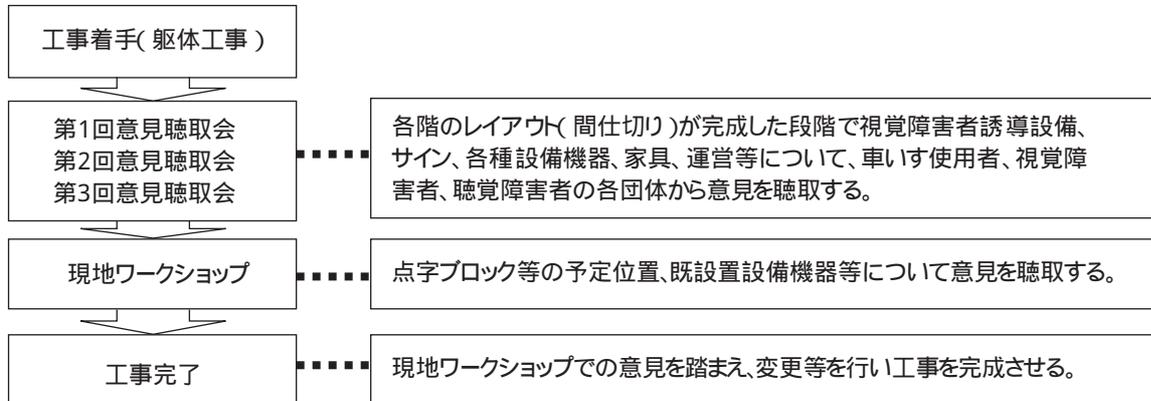
プライバシーにも配慮した授乳室

授乳室は、男性の利用も想定されます。このため、母乳を与える女性のプライバシーに配慮して、授乳室の奥に扉付きの授乳室を設けています。



くまもと県民交流館「パレア」におけるプロセスと成果

(利用者(主に障害者)の意見を把握するための流れ)



(意見聴取会での主な意見(共用設備を除く)) (:反映できた事項 :反映できなかった事項)

(多機能トイレ)

- トイレの位置は、混んでいる場合に階を移動することを考えるとエレベーターから遠い。(車いす使用者)
- 扉は、自動開閉式が良いが、一定時間の経過で自動に開くものは採用しないで欲しい。(車いす使用者)
- 扉の開閉ボタンは、2つあると、中の「閉ボタン」を押して出る人がいるので「使用中」となり使えないため、1つにして欲しい。(車いす使用者)
- 便器の位置は扉正面が望ましい。(車いす使用者)
- 肘がかけられるように手すりと壁の間隔を空けて欲しい。(車いす使用者)
- 洗浄はセンサー式が良いが、少し動いただけで洗浄されないようセンサーの位置を工夫して欲しい。(車いす使用者)
- シルエットが見えるすりガラスは採用しないで欲しい。(車いす使用者)
- 洗面台の蛇口は手が届くところ、できれば横付けにして欲しい。(車いす使用者)
- 押しボタンは区別がしやすいよう大きくボタン表示を行い、点字表記もして欲しい。(弱視者)

(各室出入口)

- 扉は、可能な限り引き戸とし、取っ手のレバーは長くして欲しい。(車いす使用者)
- 外開き戸はやめて欲しい。(視覚障害者)

(カウンター・給湯室流し台)

- 車いすでの利用を考慮し、高さ70cmで、高さ40cm、奥行き60cm程度の空間を下部に設けて欲しい。(車いす使用者)
- 受付は、すべて車いす対応にすると視覚障害者はぶつかる危険があるし、いすは邪魔になるので、ハイカウンターとローカウンターにして欲しい。(取り合い部分は丸みを持たせて欲しい)(視覚障害者)

(会議室)

- 磁気誘導ループ設備があれば補聴器使用者は聞き取りやすい。(車いす使用者)
- スイッチの位置は、床面から90~100cm程度の位置に設けて欲しい。(車いす使用者)
- 電話機はハンドフリー機能があり、ボタンが大きいものとし、床置きにして欲しい。(車いす使用者)

(避難)

- 車いす使用者が一時的に避難できる場所を検討して欲しい。(車いす使用者)
- 聴覚障害者のために、非常時点滅装置を設置して欲しい。(聴覚障害者)

(サイン・誘導ブロック等)

- トイレサインは、男女マークの他に車いすマークも入れて欲しい。(車いす使用者)
- 手すりの点字は、真上だとわからないので指先にふれるところに設置して欲しい。(視覚障害者)
- トイレの洗面所の前に点字ブロックがあった方がよい。(視覚障害者)
- 音声誘導装置は、床埋め込み式センサーでは感知する点を通らないと反応しないので別の形式が良い。(視覚障害者)
- 自動販売機は、点字標記や音声装置が付いたものが良い。(視覚障害者)
- 点字ブロックの幅は40cmが望ましいが、狭い廊下では20cm程度でも構わない。(視覚障害者)
- ガラスの衝突防止表示は、目の高さより低い位置に2本印をつけてもらいたい。(手すり代用)(視覚障害者)

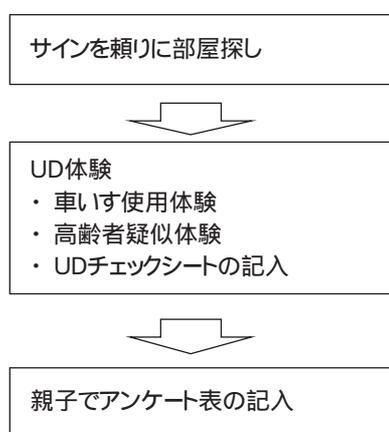
(建物利用開始後の新たな取り組み)

建物を利用し始めた後で、UDの観点から、利用者に直接建物を使いながら評価してもらうことは、将来の改修計画での貴重なデータとなるほか、商業建築等では利用しやすい店舗かどうかの判断が直接的に検証でき、顧客の満足度や顧客を大切にする企業姿勢を高めることで、集客に直接的な効果が期待できます。この利用者評価では、専門家だけではなく、日常的に利用する人をターゲットとすることで高い効果が期待できます。

パレアでは、UDに関する知識の普及とともに、参加者がUDの観点から日常的に利用する建物への提案ができる感覚を育てるため、小学生と親や中学生と連携し次のようなワークショップを実施しています。

熊本市内の小学校家庭教育学級で実施した親子ワークショップ

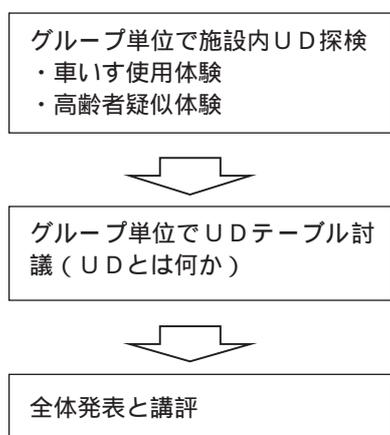
(所要時間: 2時間 参加者: 親子7組17名 主催: 熊本市立出水小学校家庭教育学級)



親子ワークショップの様子

熊本市内の中学校の学年行事として行ったワークショップ

(所要時間: 2時間 参加者: 中学生: 70名 主催: 真和中学校)



市内の中学生によるワークショップの様子

(くまもと県民交流館でのUDのアイデア)



車いす使用者がアクセスしやすい情報ライブラリーの机



乳幼児と安心して使える授乳室



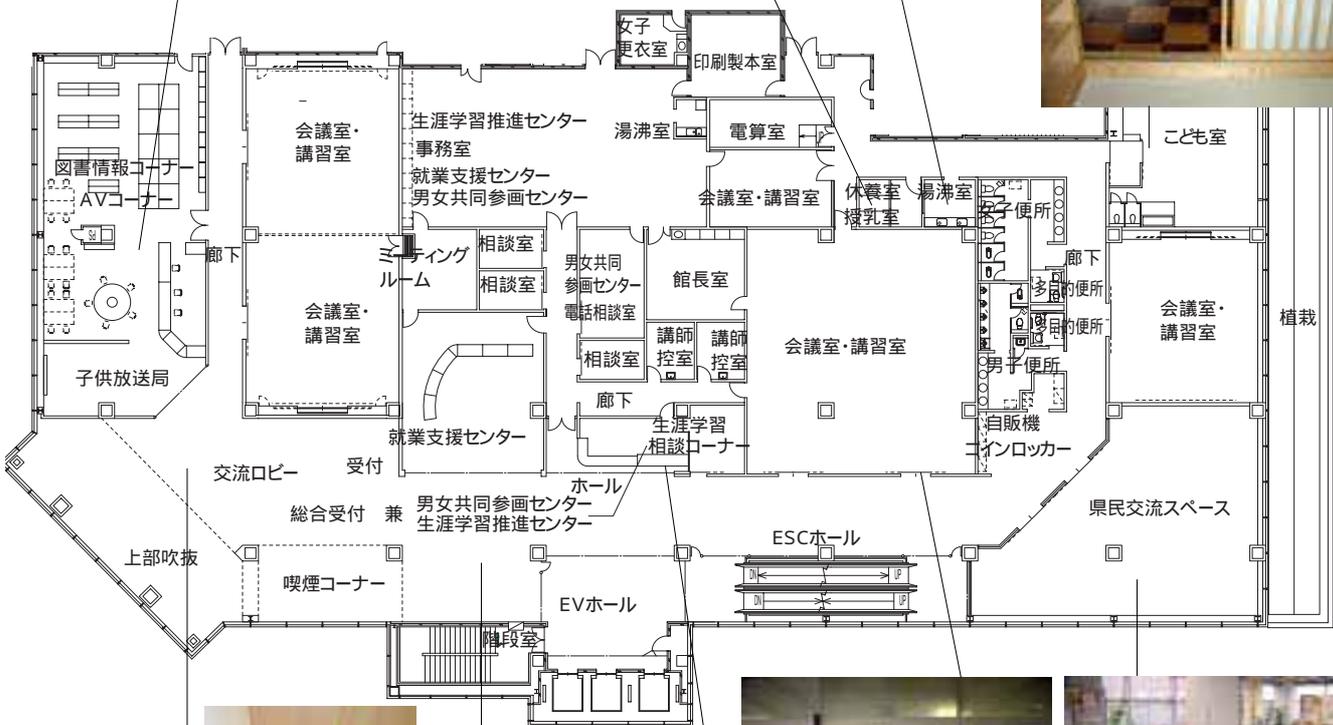
車いす使用者対応の流し台



子どもの好奇心を育て、安全性に配慮されたこども室



こども室



磁気誘導ループの設置



扉向こうの状況がわかる磨りガラスの引き戸



簡単に形状の変更が可能なパレアルームの机



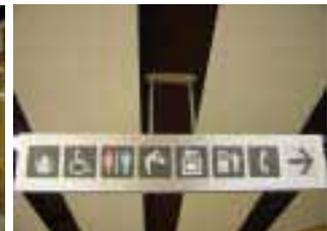
高さの違うベンチ



だれもが利用しやすいように工夫された自販機



総合受付のローカウンターとハイカウンター



子どもにもわかりやすいピクトグラムの採用

第3章 UDデータブック



音声誘導センサー



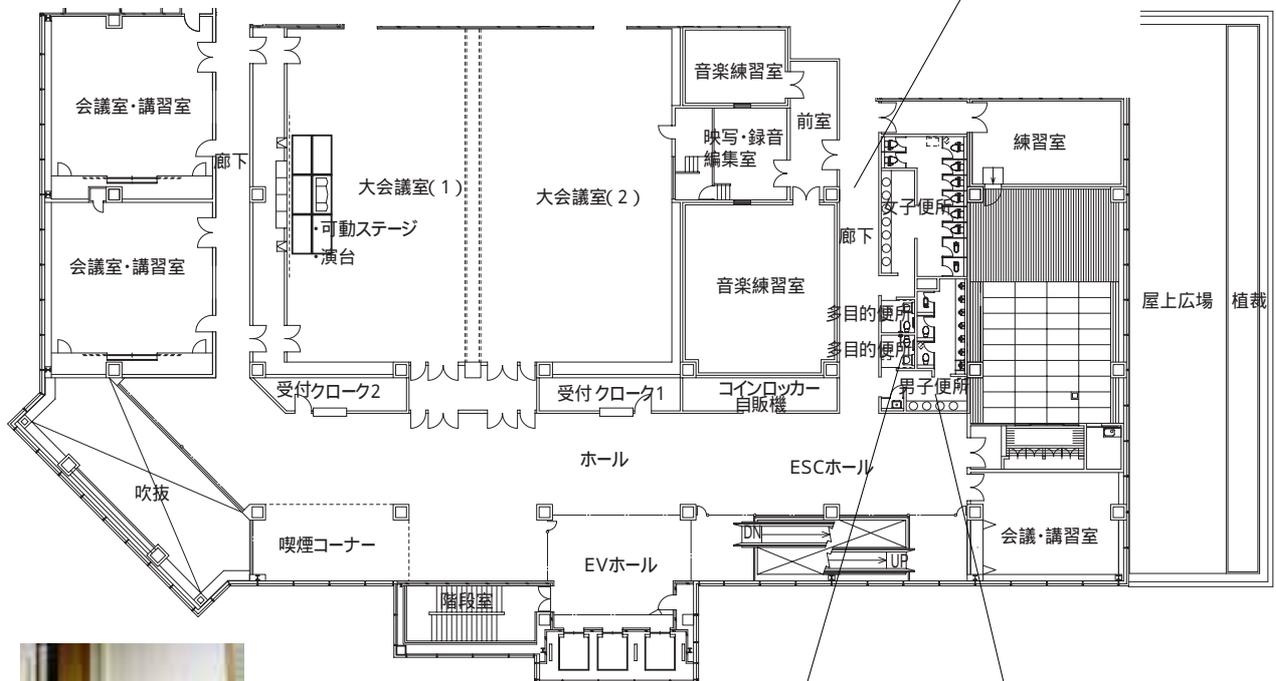
車いす使用者や子どもにも使いやすい
水飲み器 (各階共通)



2段手すりと点字表示 (各階共通)



狭い廊下での車いすの通行にも配慮され
た幅15cmの誘導ブロック (各階共通)



高さ95cmに設けられたワイドス
イッチと40cmに設けられたコン
セント (各室共通)



低リップ式の小便器



行事案内用ペーパーホルダー機
能付きの大きな浮き出し文字の
室サイン (各室共通)



左右対称の多機能トイレ



洗面所に設けられたベビーシート
(男女共通)

3 - 8 商店街・店舗についての施設整備要望

熊本商工会議所では、商店街へのUD導入に関する調査研究のため、生活者に対するグループインタビューを行っています。顧客満足の追求という商業の本質は、UDの理念に最も近いといえます。この中で店舗等の施設整備に関しては次のような意見が述べられています。

(主に中心市街地の店舗等への意見)

- 1 ヒューマンネットワーク熊本(10名) 平成13年10月11日実施
(四肢障害、下肢障害、内部障害、言語障害のある人など)

昼間は公共機関のトイレに行けばよいが、夜は困る。ホテルを利用させていただいているが、夜に利用できるトイレが銀座通りあたりにできると助かる。
公園のトイレは、管理が行き届かないから壊れた状態のままのものがあるため、ビルの一角に外から使えるトイレがあるといい。
トイレドアのボタンが「開」「閉」2つあると、トイレを出る際に間違えて内側から「閉」ボタンを押す場合があり、トイレが使用中の状態のままになってしまう。
お気に入りの店は、1階で探すことが多く、2、3階、地階で探すことはない。誰かと行ってみて「入れるんだ」という店もある。みんなに知らせようと思ったことが最近あった。
最近、居酒屋が靴を脱がせるところが増えたのを感じる。
自分で買い物ができるようになりたい。

- 2 熊本県ろう者福祉協会(6名(+ 手話通訳者1名)) 平成13年10月9日実施
(耳が不自由な人)

百貨店で休憩することが多い。
ホッとする所が欲しい。賑やかな中でも落ち着ける空間があると落ち着く。
公園はオープンすぎると休憩できないし、アーケードから遠いのであまり行かない。
コーヒーの美味しい店、オープンカフェに行きたい。
疲れたときに休めるいすや無料の休憩スポットが欲しい。店舗が狭くて動きにくい。
小さい店などは値段の表示が無いので困る。わざわざ聴いたりしないので買いたくてもそこでは買わない。
新しく建てる建物では、設計の時点で要望を聞いて欲しい。

- 3 熊本県視覚障害者福祉協会連合会(20名(+ ボランティア6名)) 平成14年1月20日実施
(目が不自由な人)

買い物は、入口がわかりやすいから大きな店、百貨店が多い。
弱視者にとっては、値札が小さいと困る。
一度行った店はどの辺りにどの商品があるか覚えて帰るが、店舗内の通路が狭かったり、種類が多く見づらい場合は、難しい。
商品の展示の仕方や通路幅のゆとりが入りやすさを感じさせる。
店舗前に設置された立て看板にぶつかって倒し、怒られた事がある。
上通りの路面は木とタイルが交互にある。木の端に沿って歩けば歩行の頼りになるし、木の面のブロック数で店の場所がわかる。
目的の菓子店に行く際に「香り」は場所確認の重要な要素となっている。
レコード店に行きたい場合には、常時間聞こえる店の音楽がランドマークになるが、目的ではない店からの音は邪魔になるので一概にはいえない。
音が立体的に聞こえると方向感覚がマヒするので、音量は小さくして欲しい。
トイレや休憩所は使いやすい施設にあたったことはない。
改善を行う場合には、着工前に意見を聞いて欲しい。



熊本市健軍商店街アーケード



熊本市上通アーケード街

4 子育て中の主婦(5名) 平成13年11月19日実施

子どもが小さい頃はいつも一緒に行動したが、今は買い物が増えるので預けている間に済ませることが半々である。

子どもが同伴の時は、通路が広くゆっくり見れる店舗を選ぶ。

子どもと一緒に入れる飲食店がもっと欲しい。

乳児の頃は、一緒にいるのが当たり前で、他人に預けておく方が心配のためゆっくりできない。

ベンチは、子どもにちょっと飲み物を飲ませたりするのに良く利用する。もっとあったら良い。水飲みは汚いが手を洗うには便利である。

子どもが小さい頃は車にベビーカーを積んでよく街へ行った。(ベビーカーによる移動に配慮して欲しい。)

百貨店の手荷物預けは、冷蔵物も預けられるため、よく利用した。

5 ご近所活動派・母心(高齢者)グループ(5名) 平成13年11月20日実施

商店街のお知らせも商店街の各店から「休憩所ができましたので立ち寄ってみてください」と言う方が、ラジオ放送よりずっと効果が高い。

目の不自由な人が苦勞されているので通りに商品を並べている店では買わないことにしている。

6 重度障害者グループ(4名) 平成13年11月21日実施

トイレの心配があるので短時間の目的で買い物を済ませる場合が多い。

自宅から買い物にまっすぐ向かって、寄り道せず帰ってくる。

ゆっくり楽しむという商店街での行動は難しい。トイレがわかりやすい場所に欲しい。

商店街の方が車いす体験をするとういものでは、

回転寿司のカウンターも低くなると助かる。

店づくりでは、取扱い商品をパネルで紹介するとわかりやすく、値札は大きくして欲しい。

郊外の映画館ではエレベーターがあり、車いすスペースがあるため子どもと映画に行けるが、市内では席までスムーズに行けるところはなく、駐車場から映画館までが遠い。

雨の日は郊外の大型店舗の立体駐車場を利用する。駐車場にも屋根が欲しい。

雨の日はタクシーを頼むのも申し訳ない。雨でも濡れずに乗り降りの手伝いをしてもらえるような場所が必要である。

郊外の大型店舗は駐車場に警備員がいて車いす使用者用の駐車場のポールを外し誘導してくれるので行きやすい。